

人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について

平成21年10月

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

目 次

はじめに	… 1
第1章 教育委員会における取組	… 2
第1節 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備について	… 2
(1) 人権教育に関する施策の推進方針・計画	… 2
(2) 域内における人権教育の推進体制	… 6
(3) 人権教育の推進状況	… 7
(4) 人権教育に関する調査研究等	… 8
第2節 人権教育に関する情報発信・普及について	…12
第3節 人権教育に関する教職員研修について	…16
(1) 人権教育担当者等向けの研修	…16
(2) ライフステージに応じた研修	…20
(3) 人権教育担当者等以外の教職員向けの研修	…23
(4) 国の調査研究「とりまとめ」を踏まえた研修の改善・見直し	…26
第4節 その他	…27
第2章 公立学校における取組	…28
第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等について	…28
(1) 人権尊重の視点に立った学校づくり	…28
(2) 学校としての組織的な取組とその点検・評価	…31
(3) 家庭・地域・関係機関等との連携及び校種間の連携	…41
第2節 人権教育の指導内容と指導方法について	…45
(1) 指導内容の構成と指導方法の工夫	…45
(2) 効果的な学習教材の選定・開発	…50
第3節 学校における研修の取組について	…51
(1) 年間教職員研修プログラムの作成	…51
(2) 研修内容	…53
(3) 研修方法	…59
第4節 その他	…61
おわりに	…62
参考資料	
1 人権教育の推進に関する取組状況調査 実施要項	
2 人権教育の推進に関する取組状況調査結果 集計表	

はじめに

人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題であり、人権の擁護・促進のためには、全世界において人権尊重の意識を高めていくことが重要であるという認識のもと、平成6年（1994年）12月の国連総会においては、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。さらに、平成16年（2004年）12月には、「人権教育のための世界計画」を決議し、平成17年（2005年）から平成19年（2007年）を同計画の第1フェーズとして、初等中等教育における人権教育に焦点を当てることとした。その後、第1フェーズの期間は2年間延長され、5年間にわたる第1フェーズは、平成21年（2009年）12月に終了し、2010年からは、第2フェーズを迎える予定となっている。

こうした国際的な動向も踏まえながら、我が国では、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び教育基本法等に基づき、人格の完成、平和的な国家及び社会の形成者の育成を目指し、家庭・学校・地域のあらゆる場において人権尊重の精神をはぐくむ教育を推進してきている。

平成12年（2000年）には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）を制定するとともに、平成14年（2002年）には、同法第7条の規定に基づく、「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定している。本調査研究会議は、この基本計画を踏まえ、文部科学省に平成15年（2003年）5月に設置され、学校における人権教育の指導方法の在り方に焦点を当てつつ、人権教育の推進のための理論的・実践的な調査研究を進め、これまで三次にわたる「とりまとめ」を公表してきている。特に、平成20年3月の「第三次とりまとめ」は、「第二次とりまとめ」で示した人権教育の指導等の在り方に関する理論的指針をさらに整理した「指導等の在り方編」と、全国の学校関係者が、具体的な実践につなげていけるよう、多くの実践事例等を盛り込んだ「実践編」によって構成されている。

なお、この「第三次とりまとめ」の公表により、「人権教育のための世界計画」の第1フェーズの行動計画における4段階からなる実施戦略のうち、第3段階までが遂行されることになる。さらには、平成20年度末には、各教育委員会・学校による人権教育の充実に向けた取組において、この「第三次とりまとめ」がどのように活用されているかを検証する観点から、取組状況調査を実施したが、これが、第1フェーズの実施戦略の第4段階に相当するものである。

この取組状況調査は、都道府県及び全国1,805の市町村（特別区を含む。以下同じ。）並びに全国の市町村立の小・中学校、都道府県立の高等学校・特別支援学校のうちから無作為抽出した1,959校を対象とし、平成21年1月現在の取組状況について実施したものであり、その結果を分析し、まとめたのが、本報告である。

これまで全国の教育委員会・学校においては、三次にわたる「とりまとめ」を積極的かつ建設的に活用して人権教育の普及・徹底に尽力されているところであるが、この調査結果を参考に、各地域における人権教育の取組の一層の充実を図っていただきたいと切望するものである。

第1章 教育委員会における取組

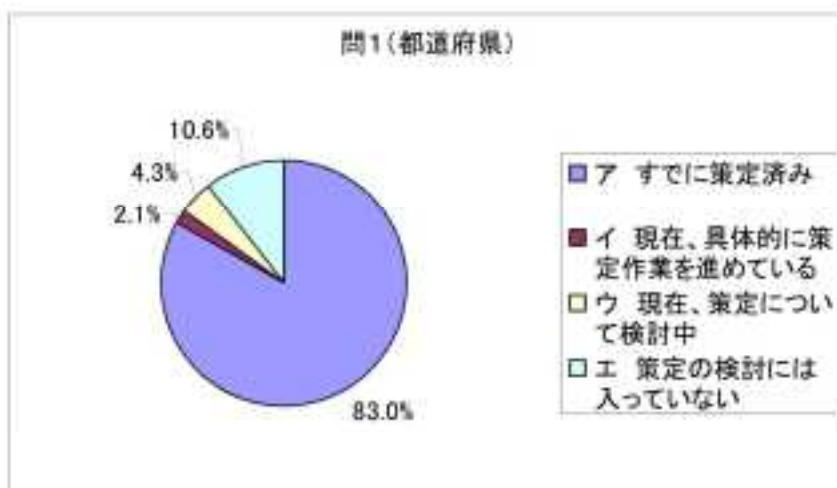
第1節 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備について

(1) 人権教育に関する施策の推進方針・計画

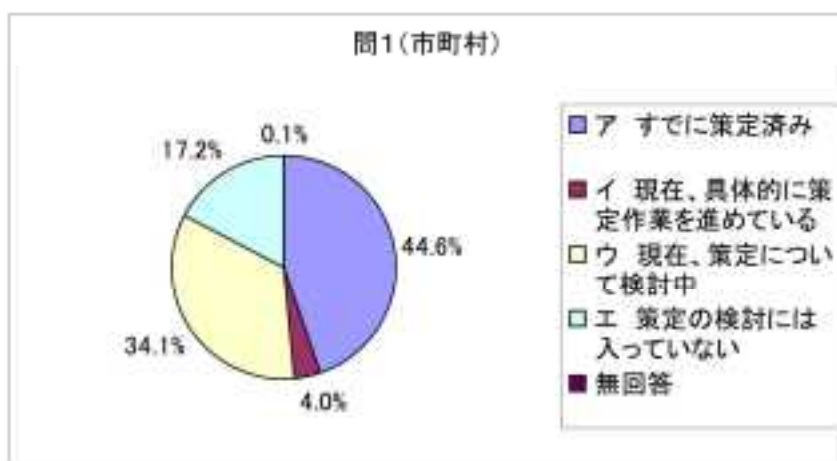
問1 貴教育委員会においては、人権教育に関する推進方針又は推進計画を策定していますか。

次のア～エのうち当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答え下さい（知事部局と共同で定めるものを含む。）。

- ア すでに策定済み
- イ 現在、具体的に策定作業を進めている
- ウ 現在、策定について検討中
- エ 策定の検討に入っていない



N = 47



N = 1,770

(結果)

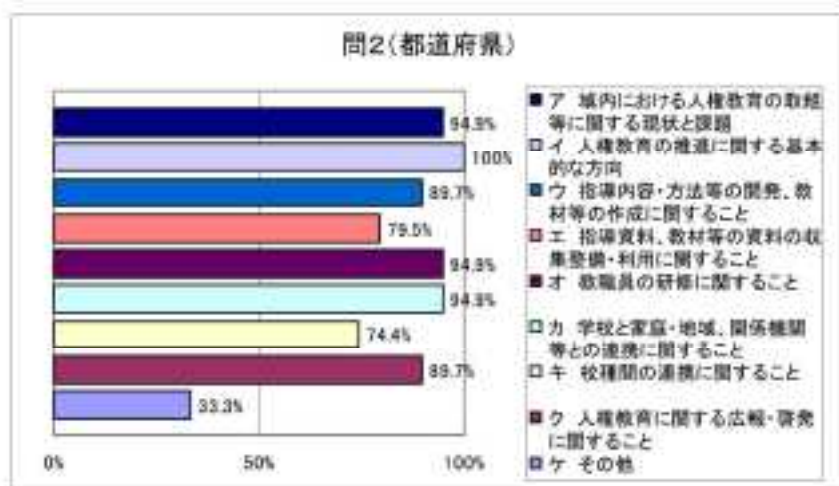
教育委員会における人権教育に関する施策の推進方針又は推進計画の策定状況であるが、都道府県ではアが約83%、エが約11%、市町村ではアが約45%、エが約17%である。

(分析)

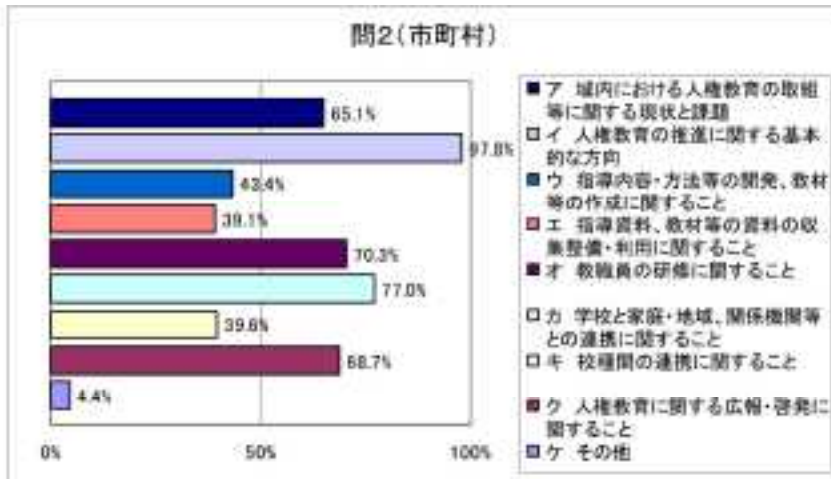
都道府県教育委員会のほとんどが策定済みであるが、市町村教育委員会においては半分程度にとどまっている。各教育委員会においては、人権教育に関する施策の基本的な方針を策定し、全ての教育活動が人権尊重の立場から着実に推進することを基本的な方向として示し、各施策を実行することが求められる。その規模等から独自の策定が困難な市町村があることも実態としては考えられるが、できる限り多くの市町村がこれらの策定に向けた取組を行うことと、都道府県においては、そうした市町村の取組と連携・支援することが期待される。

問2 (問1で「ア すでに策定済み」の場合) 貴教育委員会の推進方針・計画では、次の事項について何らかの方針・計画等を盛り込んでいますか。次のア～ケのうち当てはまるものすべてを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア 域内における人権教育の取組等に関する現状と課題
- イ 人権教育の推進に関する基本的な方向
- ウ 指導内容・方法等の開発、教材等の作成に関する事
- エ 指導資料、教材等の資料の収集整備・利用に関する事
- オ 教職員の研修に関する事
- カ 学校と家庭・地域、関係機関等との連携に関する事
- キ 校種間の連携に関する事
- ク 人権教育に関する広報・啓発に関する事
- ケ その他



N = 39



N = 790

(結果)

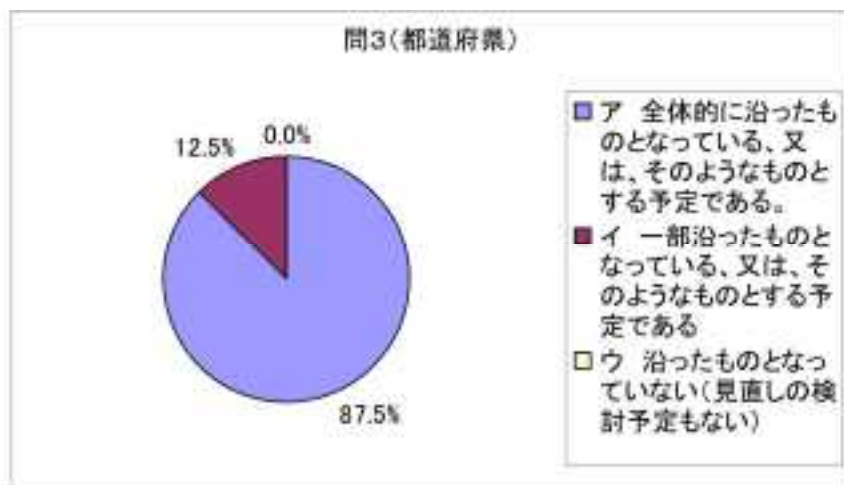
都道府県ではア～クが全般的に盛り込まれている傾向があり、市町村では、イ、オ、カが多く、ウ、エ、キが少ない傾向が見られる。

(分析)

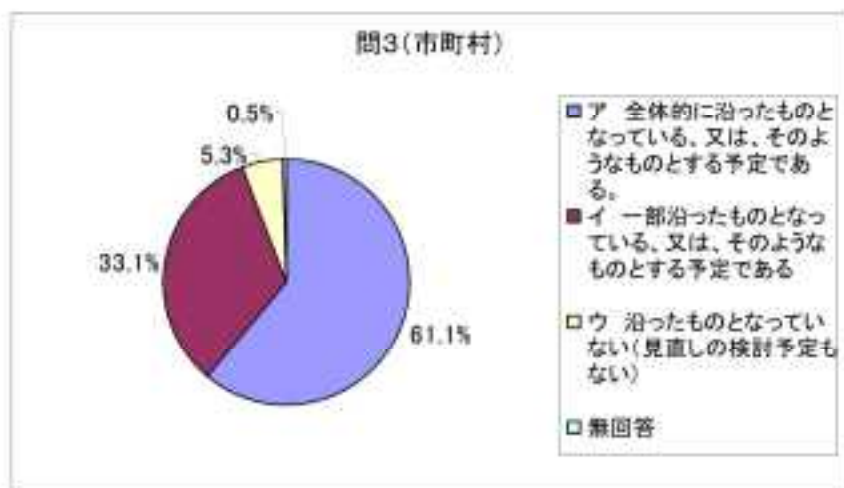
教育委員会の推進方針・計画がその内容としている事項であるが、市町村については人権教育の推進に関する基本的な方向を定めている数が多い一方で、指導資料、教材等の資料の収集整備・利用に関することなどの取組が少ない傾向が見られる。これら全ての事項について、市町村に対し、その規模等を考慮せずに取組の充実を期待することは、必ずしも現実的ではないと考えられるものであり、市町村においては、必要に応じて都道府県と連携し、域内全体としての人権教育の推進を図っていくこと、また、そのためにも、都道府県においては市町村との連携と支援が期待されるものである。なお、キについては、都道府県、市町村のどちらも低い傾向があり、様々な校種間連携の推進を図ることが期待される。

問3 (問1において、「アすでに策定済み」又は「イ現在、具体的に策定作業を進めている」の場合) 貴教育委員会の推進方針・計画は、人権教育の指導方法等に関する国の調査研究の「とりまとめ」に沿ったものとなっていますか。又は、これから検討を行い、沿ったものとする予定としていますか。次のア～ウのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア 全体的に沿ったものとなっている、又は、そのようなものとする予定である
- イ 一部沿ったものとなっている、又は、そのようなものとする予定である
- ウ 沿ったものとなっていない (見直しの検討予定もない)



N = 40



N = 862

(結果)

都道府県においては、ア及びイの合計が100%、市町村においても、ア及びイの合計が約94%となっている。

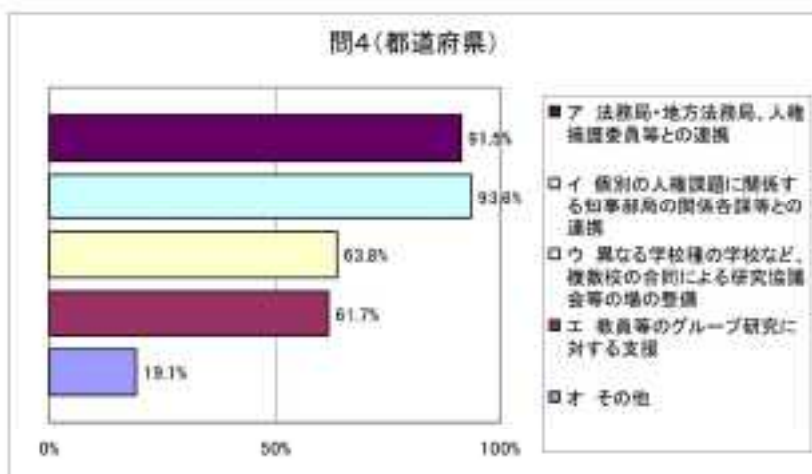
(分析)

教育委員会が推進方針・計画を策定するにあたっての、「とりまとめ」の活用状況であるが、ほとんど全ての教育委員会が、「とりまとめ」を活用しているか、今後活用する予定であるとしている。今後、文部科学省においては、様々な取組等に関する情報提供等を行いつつ、都道府県、市町村においては、十分な連携を図りながら人権教育の充実を一体的に推進することが期待される。

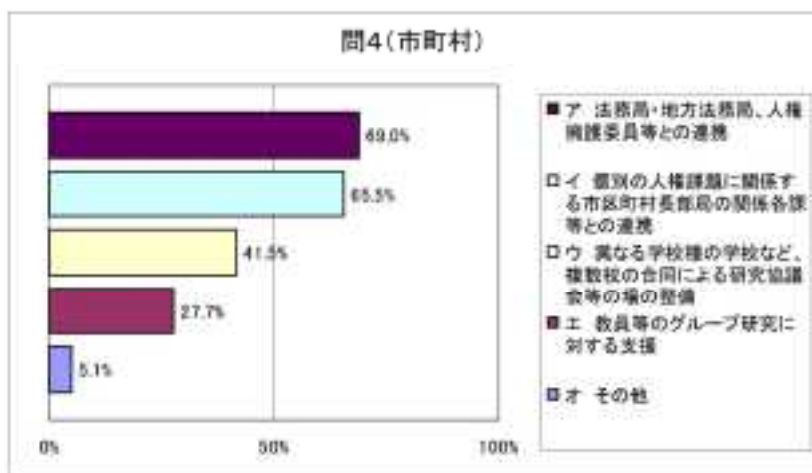
(2) 域内における人権教育の推進体制

問4 貴教育委員会の域内における人権教育の推進体制の整備のための取組として、以下の事項に取り組んでいますか。次のア～オのうち当てはまるものすべてを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア 法務局・地方法務局、人権擁護委員等との連携
- イ 個別の人権課題に関係する首長部局の関係各課等との連携
- ウ 異なる学校種の学校など、複数校の合同による研究協議会等の場の整備
- エ 教員等のグループ研究に対する支援
- オ その他



N = 47



N = 1,770

(結果)

教育委員会における推進体制整備の取組の内容に関して、都道府県においては、アが約92%、イが約94%であり、市町村においては、アが約69%、イが約66%となっている。

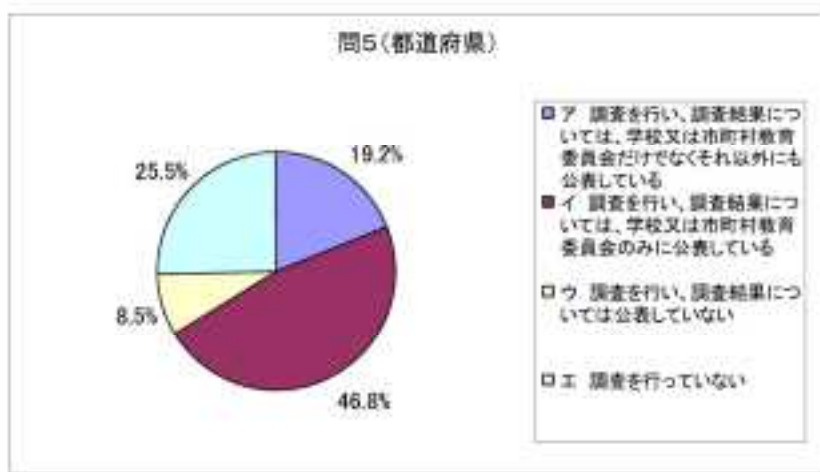
(分析)

人権教育の総合的かつ計画的な推進を図るためには、教育委員会の関係各課及び首長部局、さらには法務局等の関係機関との連携による推進体制の確立が重要である。各々がその役割を適切に果たす上で、こうした関係機関同士の連携の充実が期待される。なお、異なる学校種等における合同での研究協議会や教員等のグループ研究に関する支援については、必要に応じ、例えば、都道府県の指導主事を派遣するなど、市町村と都道府県が連携し、一層の推進を図ることが期待される。

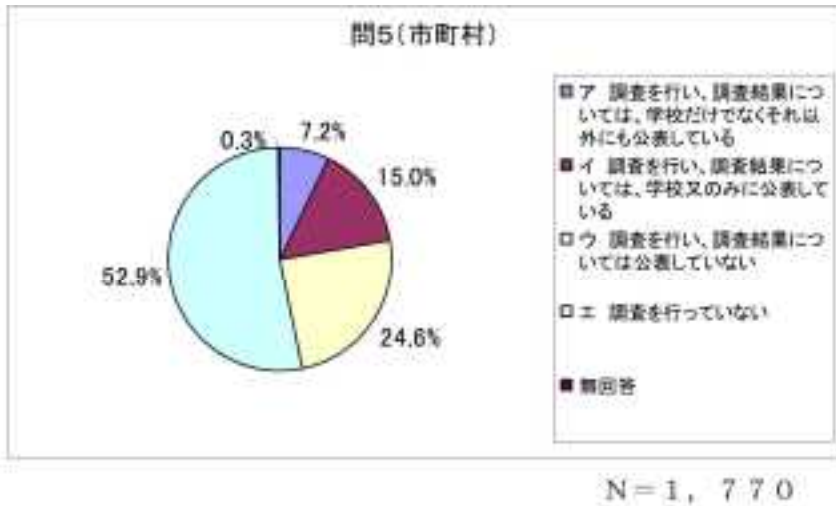
(3) 人権教育の推進状況

問5 貴教育委員会においては、平成16～20年度の間、学校又は市町村教育委員会を対象として、人権教育の推進状況に関する調査を実施していますか（平成20年度中に実施予定のものを含む）。また、調査結果の取扱いは、どのようにしていますか。次のア～エのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア 調査を行い、調査結果については、学校又は市町村教育委員会だけでなくそれ以外にも公表している
- イ 調査を行い、調査結果については、学校又は市町村教育委員会のみ公表している
- ウ 調査を行い、調査結果については公表していない
- エ 調査を行っていない



N = 47



(結果)

教育委員会による人権教育の推進状況に関する調査の実施に関して、ア、イ及びウの合計は、都道府県で約75%、市町村で約47%である。また、ア及びイの合計は、都道府県で約66%、市町村で約22%である。そのうちアの回答率は、都道府県が約19%、市町村が約7%となっている。

(分析)

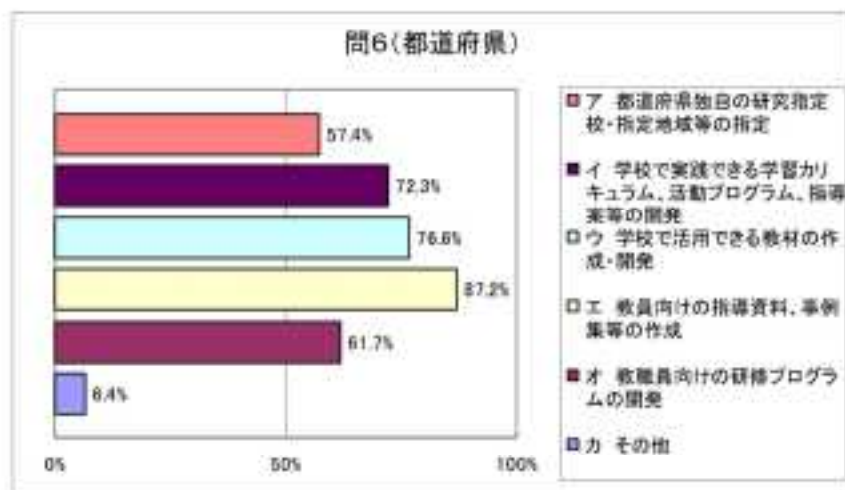
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条においては、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されているが、概ね全国の教育委員会においては、地域における人権教育の状況の把握に努めていると考えられる。今後、取組が行われていない教育委員会においては、調査を実施し、人権教育の状況を把握すること、また、その際、市町村においては、都道府県等と連携を図り進めることが期待される。なお、人権教育の推進には、学校だけでなく、家庭・地域・関係機関の理解のもとでの連携の推進が重要であり、調査結果については、学校以外への情報等の提供を行い、必要な情報の共有に努めることが期待される。

(4) 人権教育に関する調査研究等

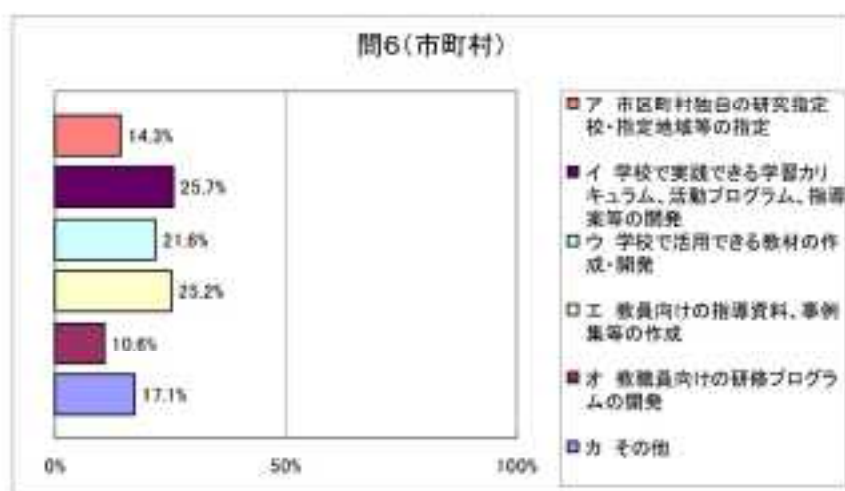
問6 貴教育委員会においては、学校における人権教育に関する調査研究等として、どのような取組を行っていますか。次のア～カのうち当てはまるものすべてを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア 教育委員会独自の研究指定校・指定地域等の指定
- イ 学校で実践できる学習カリキュラム、活動プログラム、指導案等の開発
- ウ 学校で活用できる教材の作成・開発
- エ 教員向けの指導資料、事例集等の作成

オ 教職員向けの研修プログラムの開発
 カ その他



N = 47



N = 1,770

(結果)

教育委員会による学校における人権教育に関する調査研究等における取組内容であるが、都道府県では、イ、ウ、エが70%を超えている。他方で、市町村では、イ、ウ、エはそれぞれ20%台にとどまっている。

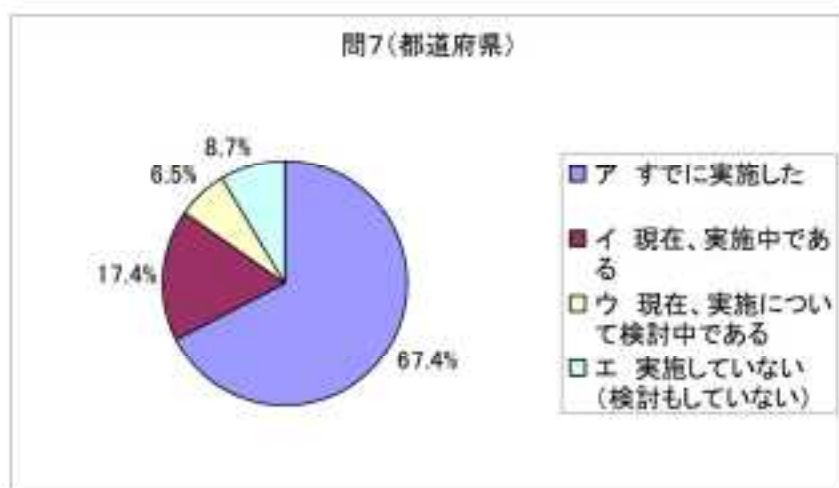
(分析)

最も多い都道府県教育委員会における取組は、教員向けの指導資料・事例集等の作成である。教員向けの資料は、教員間における指導の在り方にかかる情報の共有及び指導の充実に向けた様々な議論の出発点としての重要な役割を有している。こうした取組の他にも、今

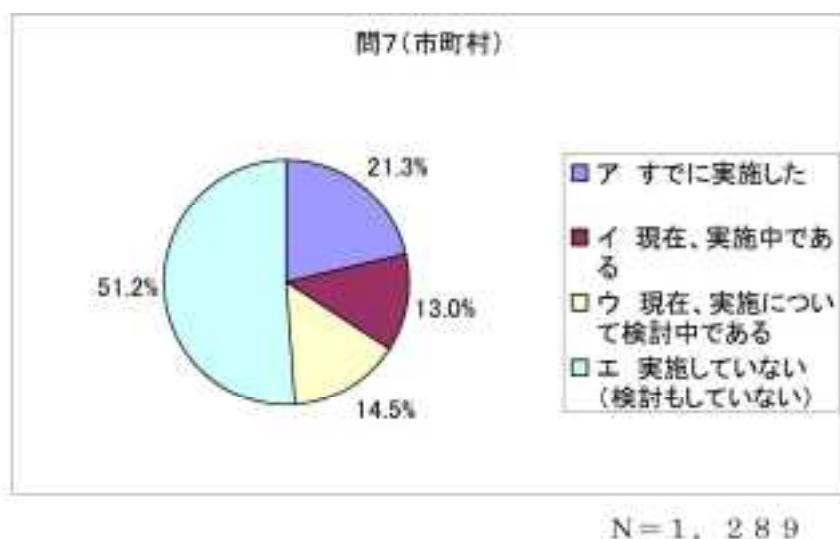
後、都道府県教育委員会と市町村教育委員会においては連携を図りながら、全国全ての地域において、人権教育の充実に向けた多様な取組を進めることが望まれる。なお、教員研修等については、主として都道府県の教育委員会が行う事務であることや、研究指定校等の指定については国や都道府県等が行う事例が多いことを踏まえ、都道府県と市町村が適切な役割分担を行いつつ、当該地域における人権教育の充実を図ることが期待される。

問7 (問6において、ア～カのうちいずれか一つ以上の取組を行っている場合) 貴教育委員会においては、人権教育の指導方法等に関する国の調査研究の「とりまとめ」を踏まえ、独自の調査研究(カリキュラム・プログラムの開発など)や教材・資料(指導資料、事例集、研修資料など)の作成等の取組を、何らか実施していますか。次のア～エのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア すでに実施した
- イ 現在、実施中である
- ウ 現在、実施について検討中である
- エ 実施していない(検討もしていない)



N = 46



(結果)

都道府県においては、アが約67%、イが約17%、ウが約7%、エが約9%であり、市町村においては、アが約21%、イが約13%、ウが約15%、エが約51%となっている。

(分析)

教育委員会独自の調査研究や教材・資料作成等の実施状況であるが、都道府県においては、概ね「とりまとめ」を踏まえた研究や取組が実施されていると見られる。他方で、市町村においては、「とりまとめ」の趣旨等に関する理解が必ずしも十分でないままに行われている状況も見られると考えられる。文部科学省及び都道府県においては、引き続き「第三次とりまとめ」の趣旨等について周知徹底を図るとともに、市町村においては、当該自治体における人権教育の優先的な課題等を分析した上で、都道府県等との連携も図りながら、「とりまとめ」を踏まえた取組を一層充実させることが期待される。

問8 (問7において、「アすでに実施した」、「イ現在、実施中である」又は「ウ現在、実施について検討中である」の場合)人権教育の指導方法等に関する国の「とりまとめ」を踏まえ、独自の調査研究や教材・資料の作成等の取組として、具体的にどのような取組を実施し、又は、どのような取組の実施を検討していますか。回答様式の所定欄に、様式に従って記入して下さい。

(結果)

副読本やビデオ、リーフレット等の保護者啓発向け資料の作成、学校における指導計画作成の手引きの作成、各学校における人権教育取組の作成等々、多様な取組が挙げられている。

(分析)

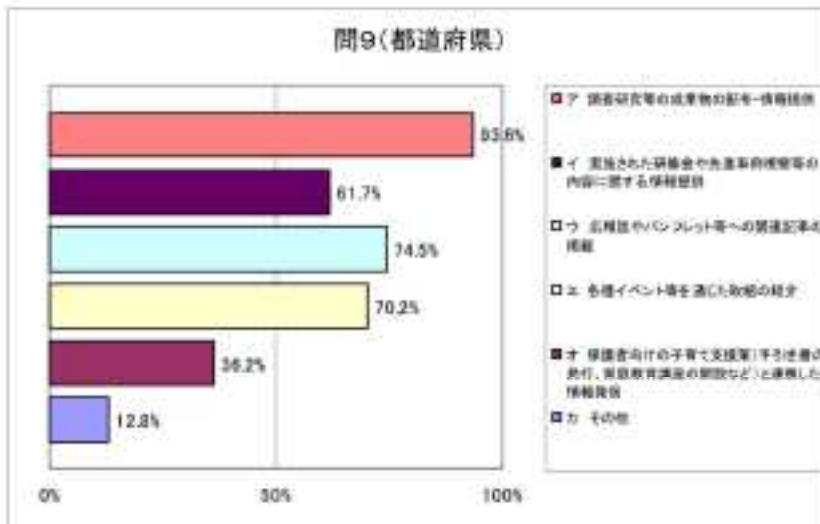
「とりまとめ」を踏まえた独自の調査研究や教材・資料の作成等の取組の具体的内容として

多種多様なものが挙げられているが、都道府県及び市町村教育委員会においては、十分に情報を共有した上で、連携を図り、人権教育の充実に向けた多様な取組を進め、各学校における人権教育の充実を支援していくことが期待される。

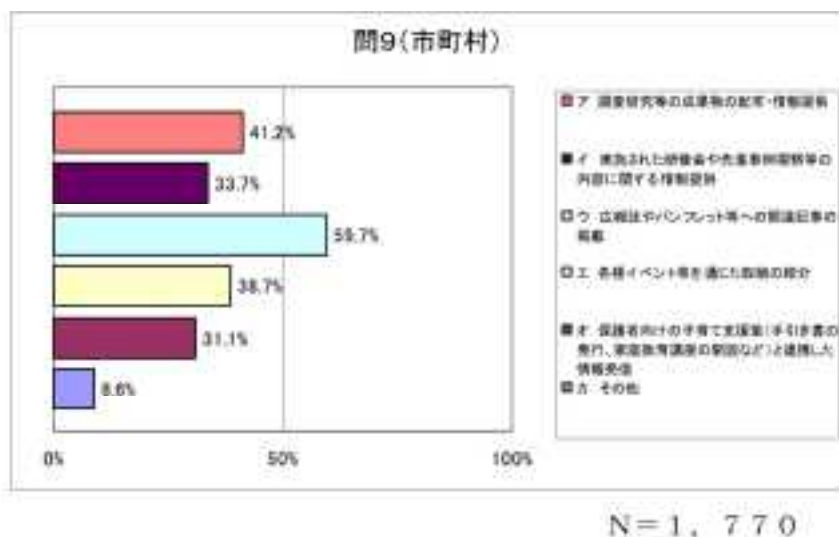
第2節 人権教育に関する情報発信・普及について

問9 貴教育委員会においては、学校や家庭・地域に向けた人権教育に関する情報発信・普及の取組として、どのような取組を行っていますか。次のア～カのうち当てはまるものすべてを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア 調査研究等の成果物の配布・情報提供
- イ 実施された研修会や先進事例視察等の内容に関する情報提供
- ウ 広報誌やパンフレット等への関連記事の掲載
- エ 各種イベント等を通じた取組の紹介
- オ 保護者向けの子育て支援策（手引き書の発行、家庭教育講座の開設など）と連携した情報発信
- カ その他



N = 47



(結果)

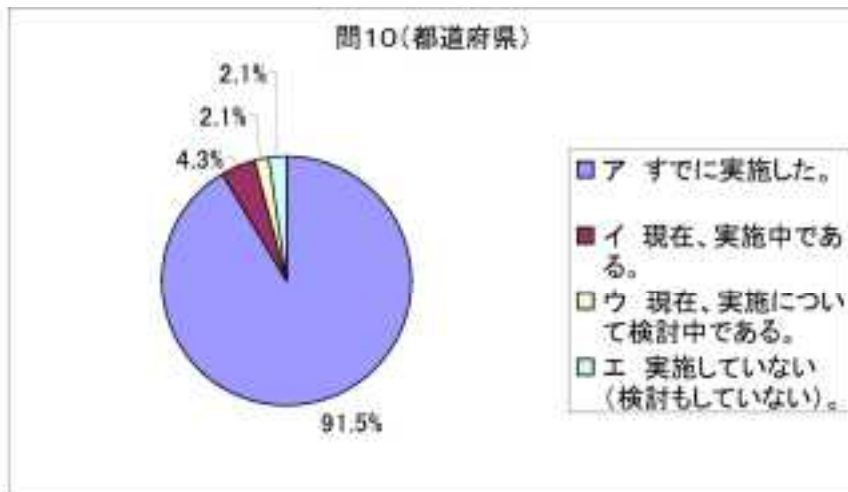
教育委員会による学校や家庭・地域に向けた人権教育に関する情報発信・普及の取組であるが、都道府県においては、アが約94%、ウが約75%、エが約70%であり、他方、市町村においては、ウが約60%、アが約41%、エが約39%となっている。

(分析)

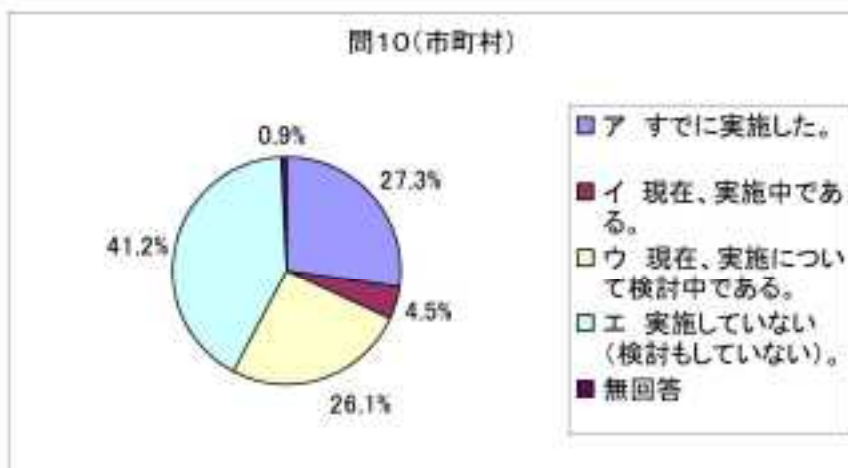
都道府県教育委員会においては、学校や家庭・地域への情報発信として、調査研究等の成果物の配布・情報提供を中心に実施されている。こうした情報提供においては、市町村と都道府県の教育委員会が事実上連携して実施していると考えられることから、概ね全国的にこのような情報提供が行われていると評価できるであろう。児童生徒の人権教育を担う学校に対し、教育委員会から積極的に情報を発信すること、さらには、学校のみならず、家庭・地域へ情報を発信していくことは極めて重要であり、今後は、保護者向けの子育て支援策等とも連携した情報発信など、福祉部局等、関係機関との連携も図りながら、多様な方法を活用した情報発信の充実が期待される。

問10 貴教育委員会においては、人権教育の指導方法等に関する国の「第三次とりまとめ」(平成20年3月)を受け、同「とりまとめ」の広報・周知のための取組を、何らか実施していますか。次のア～エのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア すでに実施した
- イ 現在、実施中である
- ウ 現在、実施について検討中である
- エ 実施していない(検討もしていない)



N = 47



N = 1, 770

(結果)

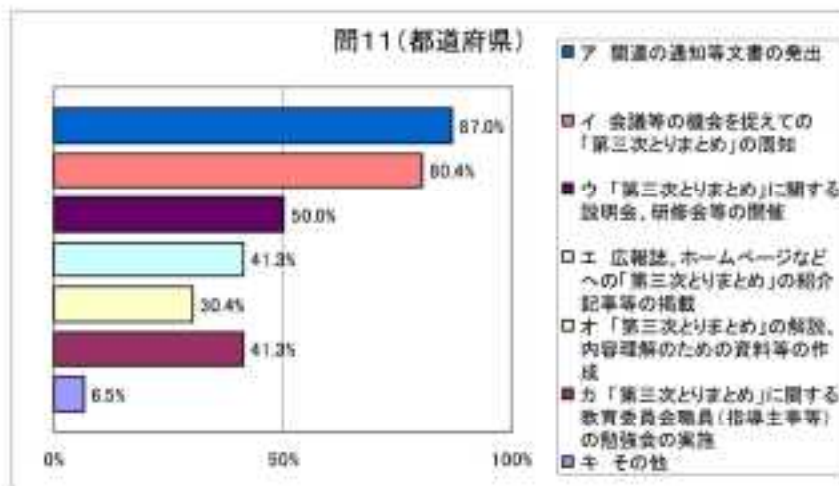
都道府県においては、アが約92%、エが約2%であり、市町村においては、アが約27%、エが約41%である。

(分析)

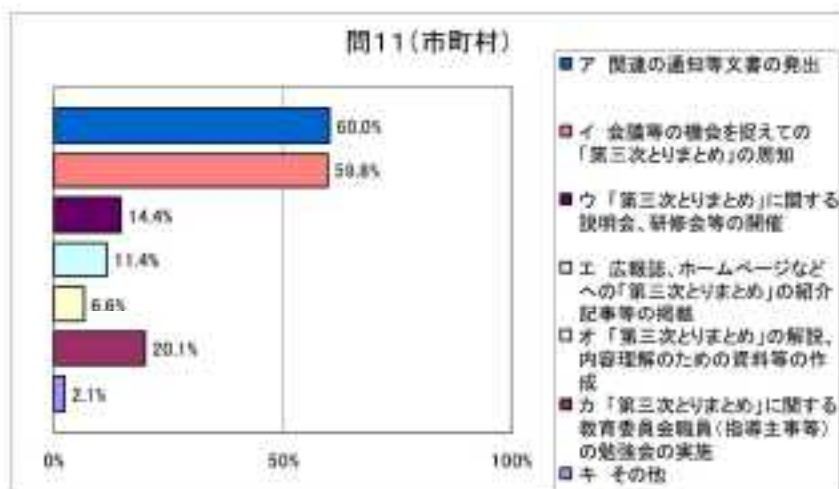
都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会と連携して「第三次とりまとめ」の広報・周知のための取組を実施していると考えられることから、概して「第三次とりまとめ」は相当広く周知されていると考えられる。今後も、文部科学省、都道府県、市町村等が連携しつつ、情報提供等の機会を充実させていくことにより、「第三次とりまとめ」の趣旨を十分に理解したうえで、各教育委員会・学校における人権教育の取組が期待される。

問11 (問10において、「アすでに実施した」、「イ現在、実施中である」又は「ウ現在、実施について検討中である」の場合) 人権教育の指導方法等に関する国の「第三次とりまとめ」を受け、同「とりまとめ」の広報・周知のための取組として、具体的にどのような取組を実施し、又は、どのような取組の実施を検討していますか。次のア～キのうち当てはまるものすべてを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア 関連の通知等文書の発出
- イ 会議等の機会を捉えての「第三次とりまとめ」の周知
- ウ 「第三次とりまとめ」に関する説明会、研修会等の開催
- エ 広報誌、ホームページなどへの「第三次とりまとめ」の紹介記事等の掲載
- オ 「第三次とりまとめ」の解説、内容理解のための資料等の作成
- カ 「第三次とりまとめ」に関する教育委員会職員(指導主事等)の勉強会の実施
- キ その他〔 → 具体的内容を、回答様式の所定欄にご記入下さい。〕



N = 46



N = 1,025

(結果)

都道府県においては、アが約87%、イが約80%であり、市町村においては、ア及びイはともに約60%である。

(分析)

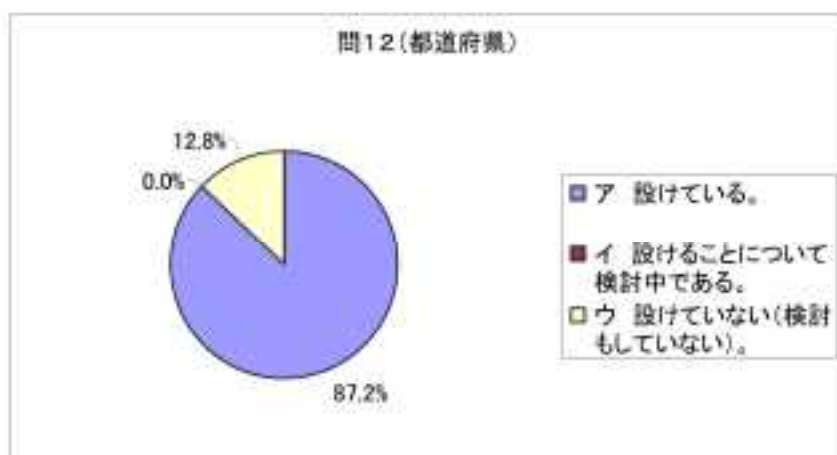
「第三次とりまとめ」の広報・周知のための具体的な取組であるが、主として通知等の文書の発出や会議等の機会の活用等を通じ、都道府県及び市町村教育委員会が連携を図りながら実施していると考えられる。今後とも、文部科学省、都道府県、市町村等が連携しつつ、情報提供等の機会を充実させていくことにより、「第三次とりまとめ」の趣旨を十分に理解したうえでの、各教育委員会・学校における人権教育の取組が期待される。なお、資料等の作成や、指導主事等における勉強会の実施については、例えば、都道府県主催の研修を受講した中核となる教員を助言講師と位置づけて、市町村が勉強会を主催するなど、都道府県と市町村がそれぞれに期待される役割を分担しながら、連携して進めていくことが期待される。

第3節 人権教育に関する教職員研修について

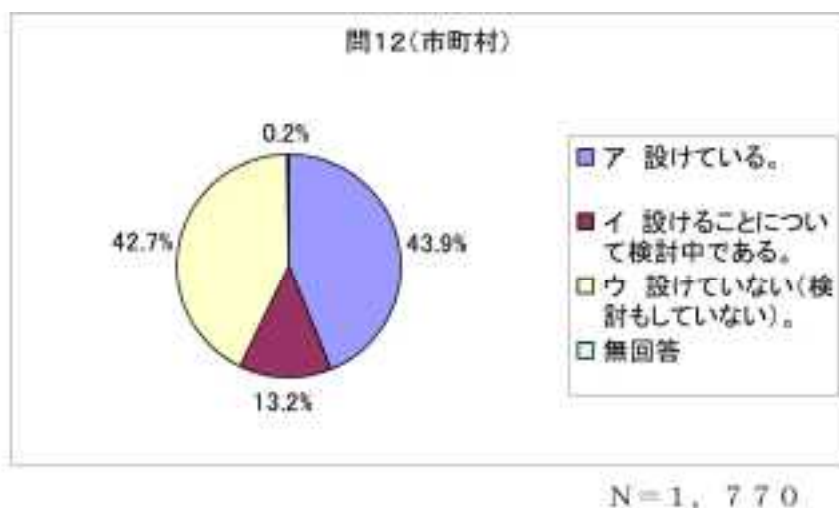
(1) 人権教育担当者等向けの研修

問12 貴教育委員会においては、貴教育委員会の主催により、人権教育担当者等向けの研修の機会を設けていますか。次のア～ウのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア 設けている
- イ 設けることについて検討中である
- ウ 設けていない(検討もしていない)



N = 47



(結果)

教育委員会における人権教育担当者等向けの研修の実施状況であるが、都道府県においては、アが約87%、ウが約13%である。他方で、市町村においては、アが約44%、イが約13%、ウが約43%となっている。

(分析)

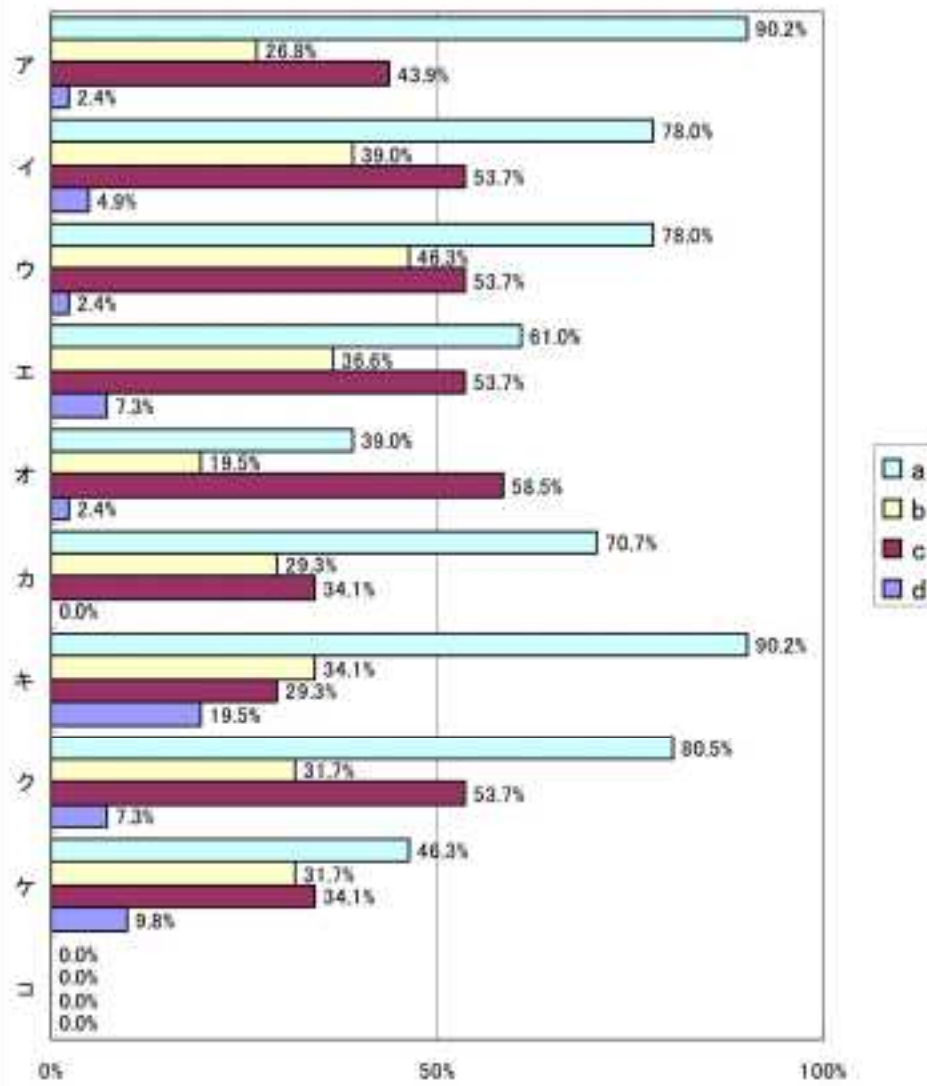
教職員の研修は、都道府県教育委員会が主として実施するということを踏まえても、実際は多くの地域において、都道府県及び市町村教育委員会が連携して、研修の実施が行われていると考えられる。しかしながら、都道府県及び市町村ともに研修を実施していないところが少なからずあることを踏まえると、都道府県が主体性を発揮しつつ、市町村と連携し、学校訪問等を通じ日常的な支援を行うとともに、人権教育担当者向けの各種の研修会の充実を図り、教職員の人権意識と指導力の向上に努めることが期待される。

問13 (問12において、「ア設けている」の場合) 貴教育委員会の主催による人権教育担当者等向け研修には、主にどのような内容が盛り込まれていますか。また、当該内容の研修はそれぞれどのような方法を主に取り入れて行っていますか。研修の【内容】については次の左欄ア～コのうちから、研修の【方法】については次の右欄a～dのうちから、主に取り組んでいるものをすべて選び、回答様式にてお答え下さい。

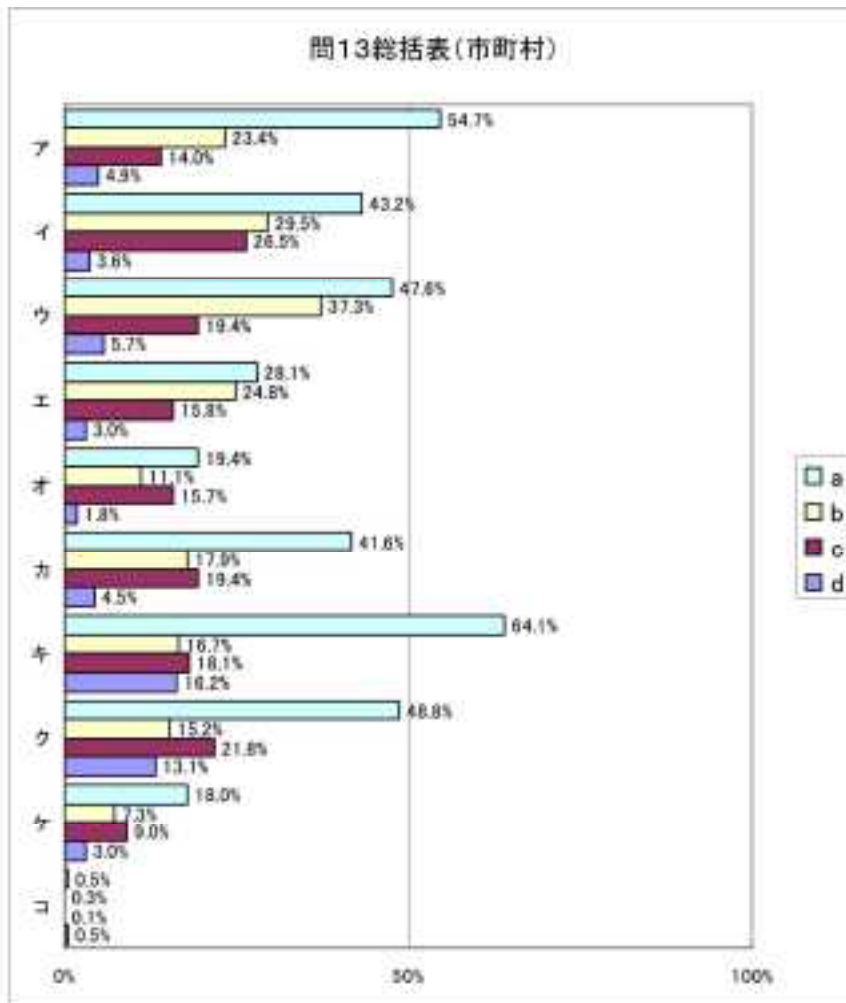
【内容】	【方法】
ア 学校における人権教育の推進体制等に関する内容(組織、計画、取組の評価、家庭・地域等との連携など)	a 外部講師、伝達講師等の講義を聴く、ビデオ教材を視聴するなど
イ 児童生徒の人間関係づくり、学級等の集団づくり、人権が尊重される環境づくり等に関する内容	講習型の研修

ウ 人権教育の指導内容・指導方法等に関する内容	
エ 人権教育の指導技術に関する内容（人権学習への主体的参加意欲の喚起、効果的な発問、気付きへの導きなど）	b 学習プログラムや指導案、教材等の作成、事例研究など実習・演習型の研修
オ 聞く技術、話す技術をはじめ、他者との対話・対応スキルに関する内容	
カ 子どもの意識、子どもが抱える問題などについての現状・背景等に関する内容	c ディスカッション、ロールプレイング、ワークショップ等の手法やゲームなどを取り入れた参加体験型の研修
キ 人権尊重の理念や個別的な人権課題等に対する教職員自身の知識・理解を深めるための内容	
ク 教職員自身の人権感覚の涵養のための内容（ステレオタイプや偏見を見極める感覚、人権尊重の理念の実現のために行動しようとする意欲・態度など）	
ケ 他の教職員等に対する研修指導者としての指導スキルに関する内容	d 施設の訪問、フィールドワークなど地域等に出かけて行う研修
コ その他	

問13総括表(都道府県)



N = 41



N = 777

(結果)

教育委員会主催の人権教育担当者等向け研修の主要内容・方法に関して、内容 a~d の方法別に最も回答が多かった内容は、都道府県では、aがア・キ、bがウ、cがオ、dがキである。他方、市町村では、aがキ、bがウ、cがイ、dがキである。

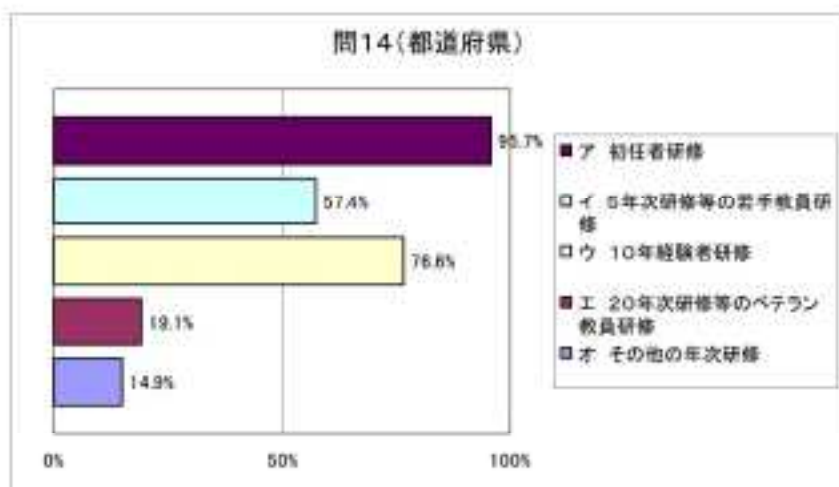
(分析)

講習型の研修が依然として多いものの、実習・演習型の研修や参加体験型の研修など、研修の方法は多様化しつつあると見られる。今後、教育委員会においては、「第三次とりまとめ」でも指摘されている学習者中心の人権学習の普及・徹底を目指し、「実践編」に掲げられている研修方法も参考にした研修内容・方法のさらなる改善への尽力が期待される。

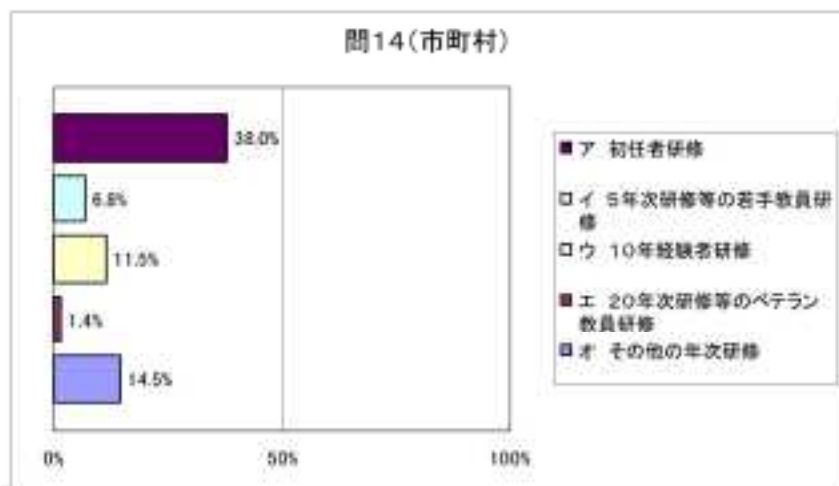
(2) ライフステージに応じた研修

問14 貴教育委員会が主催して、提供している年次研修のプログラムのうち、人権教育に関するまとまった内容を盛り込んでいるものはありますか。次のア～オの年次研修の種類のうち、当てはまるものすべてを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア 初任者研修
- イ 5年次研修等の若手教員研修
- ウ 10年経験者研修
- エ 20年次研修等のベテラン教員研修
- オ その他の年次研修



N = 47



N = 1,770

(結果)

教育委員会による年次研修のプログラムのうち、人権教育に関する内容を含むものの有無についてであるが、都道府県においては、アが約96%、ウが約77%であり、他方、市町

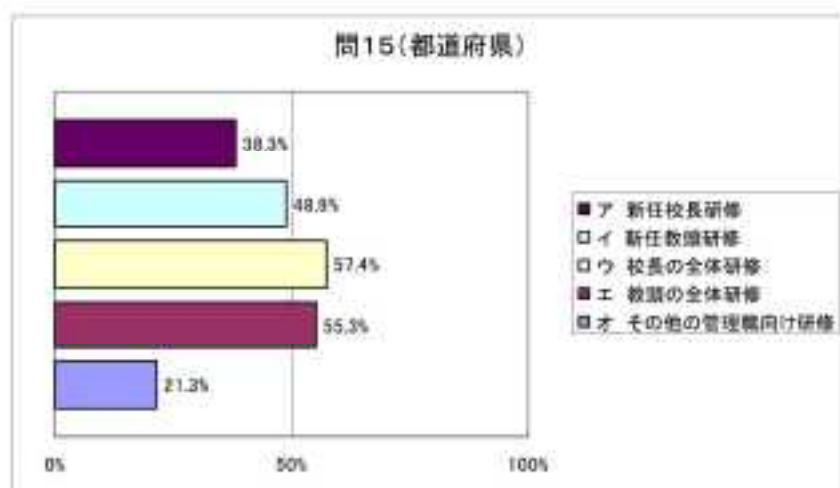
村においては、アが約38%、ウが約12%となっている。

(分析)

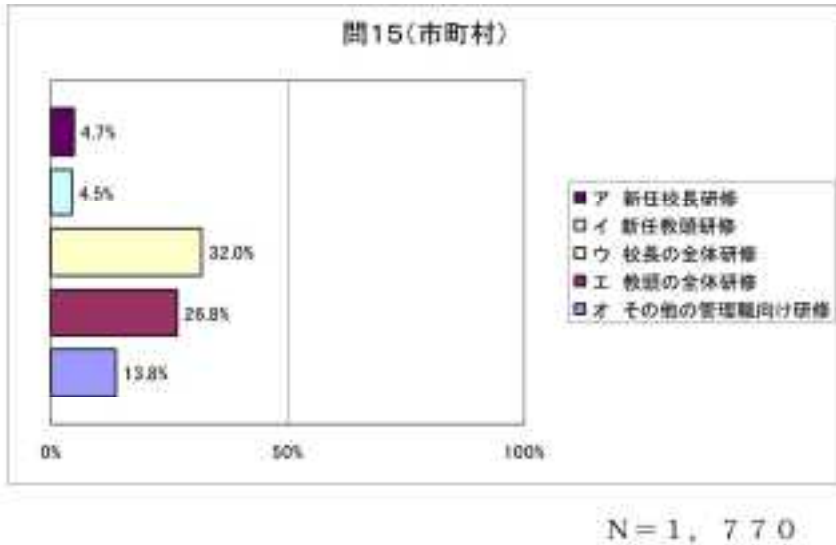
初任者研修及び10年経験者研修という、教育公務員特例法に定められている研修においては、都道府県及び市町村教育委員会が連携し、全国的に人権教育に関するまとまった内容を扱っていると考えられる。今後も、都道府県及び市町村が連携し、教職経験等の節目節目を踏まえつつ、教職員のライフステージに応じた研修の充実を図る必要がある。なお、人権教育の基礎・基本に関する研修等は、人格の完成を目指す教育の目的そのものの実現に深く関係するものでもあり、ライフステージごとの研修において繰り返し、教職員にその内容を確認する機会が設けられることが必要となるものであり、ベテラン教員研修等においても、その内容の定着と充実が期待される。

問15 貴教育委員会が主催して、提供している管理職研修のプログラムのうち、人権教育に関するまとまった内容を盛り込んでいるものはありますか。次のア～オの管理職研修の種類のうち、当てはまるものすべてを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア 新任校長研修
- イ 新任教頭研修
- ウ 校長の全体研修
- エ 教頭の全体研修
- オ その他の管理職向け研修



N = 47



(結果)

教育委員会による管理職研修のプログラムのうち、人権教育に関する内容を含むものの有無についてであるが、都道府県においては、ウが約57%、アが約38%であり、他方、市町村においては、ウが約32%、アが約5%となっている。

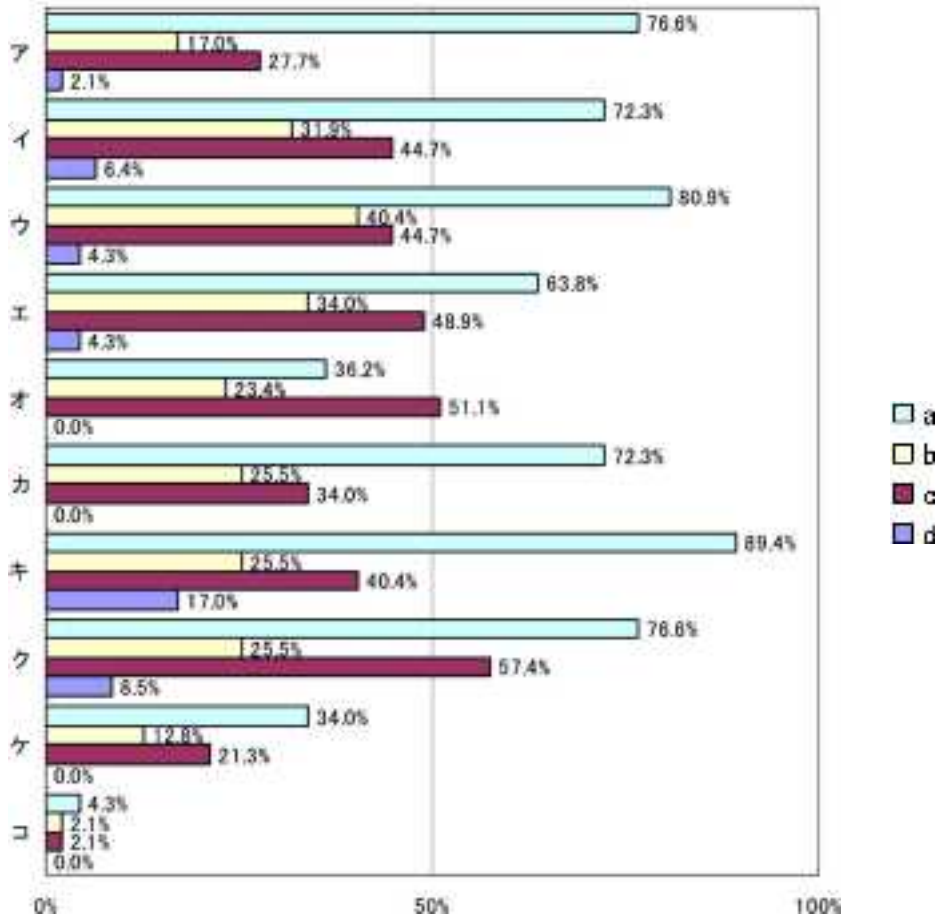
(分析)

都道府県教育委員会においても校長の全体研修で約6割、さらには、新任の校長研修の割合が低い結果となっているが、校長をはじめとする管理職については、各学校で、教職員が一体となって、人権教育に取り組むためのリーダーシップの発揮が重要であることから、今後、教育委員会においては、管理職の全体研修、さらには、新任の管理職の研修において、人権教育に関する内容の充実を図っていくことが強く期待される。

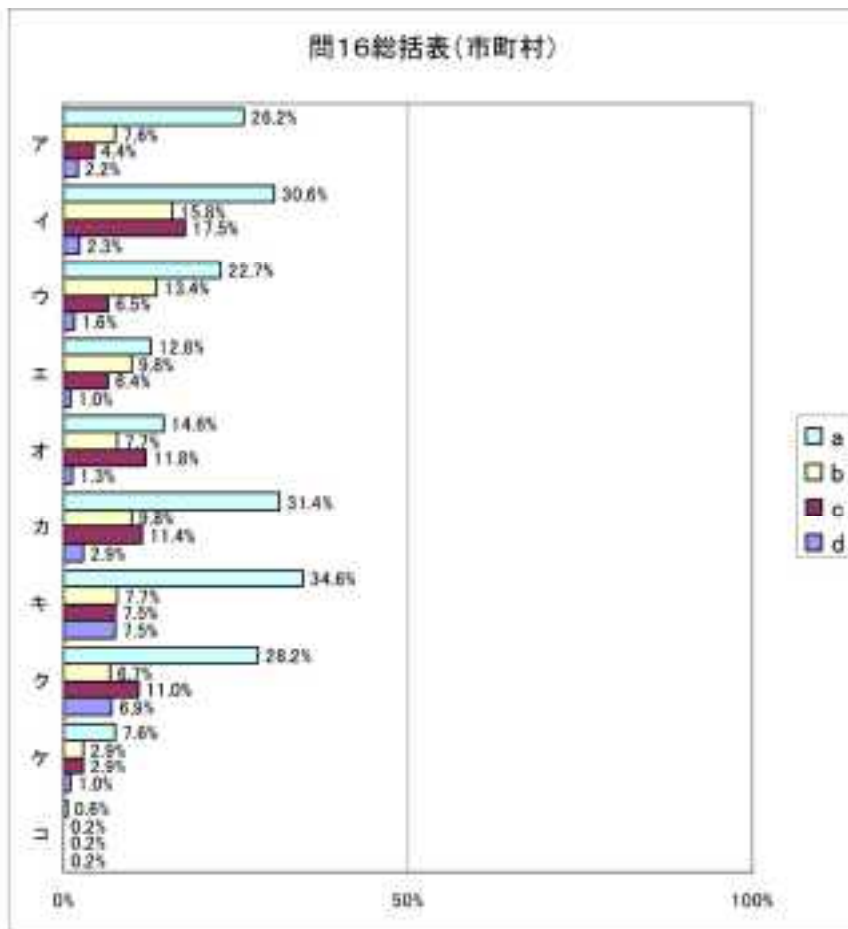
(3) 人権教育担当者等以外の教職員向けの研修

問16 貴教育委員会が主催している人権教育関連の研修で、人権教育担当者等以外の教職員を主要な対象としているもの（年次研修、管理職研修等のプログラムの一つとして提供されているものを含む。）については、主にどのような内容が盛り込まれていますか。また、当該内容の研修はそれぞれどのような方法を主に取り入れて行っていますか。（【内容】及び【方法】の項目は問13と同様）

問16総括表(都道府県)



N = 17



N = 1, 770

(結果)

a～d の方法別に最も回答が多かった内容は、都道府県では、aがキ、bがウ、cがク、dがキである。他方、市町村では、aがキ、bがイ、cがイ、dがキとなっている。

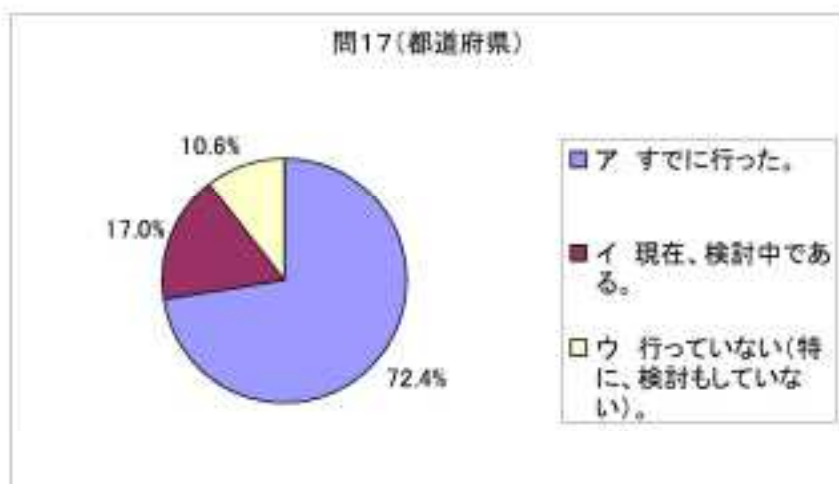
(分析)

問13と同旨であるが、傾向としてもほぼ同様に、講習型の研修が依然として多いものの、実習・演習型の研修や参加体験型の研修など、研修の方法は多様化しつつあると見られる。なお、内容については、市町村教育委員会の研修については、主として小中学校の教職員を対象としていることから、児童生徒の人間関係づくりや学級等の集団づくり、人権が尊重される環境づくり等に関する内容や、子どもの現状・背景等に関する内容等が重視されていると考えられる。なお、研修指導者としての指導スキルに関する内容について、都道府県及び市町村教育委員会のどちらにおいても少ないことから、管理職や人権教育担当者以外の教職員における指導スキルの充実に向けた研修をはじめ、研修内容・方法の工夫が期待される。

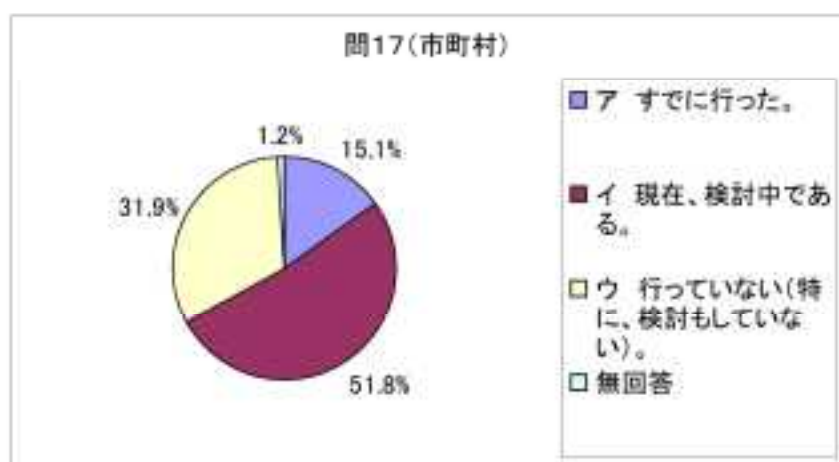
(4) 国の調査研究「とりまとめ」を踏まえた研修の改善・見直し

問17 貴教育委員会では、人権教育の指導方法等に関する国の調査研究の「とりまとめ」を踏まえ、主催する教職員研修の計画又は内容等について、同「とりまとめ」の趣旨を反映させるような改善又は見直しを行いましたか。次のア～ウのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答え下さい。

- ア すでに行った
- イ 現在、検討中である
- ウ 行っていない(特に、検討もしていない)



N = 47



N = 1,770

(結果)

教育委員会による教職員研修の計画・内容等における「とりまとめ」の趣旨に基づく改善又は見直しの有無に関してであるが、都道府県においては、アが約72%、イが約17%、

ウが約11%である。他方、市町村においては、アが約15%、イが約52%、ウが約32%となっている。

(分析)

都道府県及び市町村教育委員会が連携して研修を実施していることが多い実態を踏まえると、概ね「とりまとめ」を踏まえた研修の改善・見直しが行われていると考えられる。他方で、都道府県において約1割が改善・見直しをしておらず、また、市町村における独自の研修においては、改善・見直しが十分されているとはいえない状況が認められる。「第三次とりまとめ」は、人権教育に関して、理論面・実践面の双方を踏まえ、指導内容・方法等について整理したものであり、「とりまとめ」を踏まえた研修の改善・見直しは極めて意義があると考えられる。都道府県及び市町村が連携して人権教育を推進することで、全国の全ての地域において、「とりまとめ」の趣旨を踏まえた研修の充実がさらに図られていくことが期待される。

問18 (問17において、「アすでに行った」又は「イ現在、検討中である」の場合) 人権教育の指導方法等に関する国の「とりまとめ」の趣旨を、教職員研修の計画又は内容等に反映させるために、貴教育委員会は具体的にどのような改善・見直しを行い、又は、どのような改善・見直しについて検討していますか。

(結果)

ファシリテーター養成講座の実施等、研修内容に「とりまとめ」の趣旨を取り入れること、「とりまとめ」の内容を研修で扱うこと、研修リーフレット等において「とりまとめ」の趣旨を記載すること等の多様な取組が行われていることが認められる。

(分析)

多様な取組が進められつつあると見られるが、今後も、都道府県及び市町村教育委員会においては、例えば、都道府県が主催する研修等に参加した教員を、市町村が主催する学校の研修会等において助言講師として活用する等、各々が期待される役割を果たしながら、情報を共有したうえでの連携を十分に図り、「とりまとめ」の趣旨・内容を参考にしながら、教職員の研修の充実に向けた取組が期待される。

第4節 その他

問19 学校における人権教育の推進に当たり、貴都道府県において課題となっている事項、困難を感じている事項等がありましたら、回答様式の所定欄に、自由に記述して下さい。

(結果)

31の都道府県及び655の市町村が回答をしており、その内容としては、個別の人権課題への取組や学校における教職員の人権感覚の向上、研修・指導の在り方や、家庭や地域との連携について、等々、多様な課題が挙げられている。

(分析)

個別の人権課題への取組や学校における教職員の人権感覚の向上、研修・指導の在り方や、家庭や地域との連携について等、当該教育委員会における実際を踏まえた課題が挙げられていることから、教育委員会においては、学校等の状況についての把握が相当程度に行われていると考えられる。今後、こうした課題を解決するためにも、都道府県及び市町村教育委員会、さらには各学校が情報を十分に共有したうえで、連携した取組を一層推進することが期待される。

問20 最後に、学校における人権教育の推進に関し、貴教育委員会が、現在特に積極的、重点的に取り組んでいる事項、今後特に積極的、重点的に取り組もうとしている事項等がありましたら、回答様式の所定欄に、自由に記述して下さい。

(結果)

37の都道府県及び769の市町村が回答をしており、その内容としては、教員の研修や授業改善、教材や指導資料の作成等、多様な取組が挙げられている。

(分析)

例えば、ファシリテーターの養成等、「第三次とりまとめ」を踏まえた記述も見られることから、「第三次とりまとめ」を踏まえた取組の充実が進みつつあると考えられる。今後も、文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会等が連携しつつ、情報提供等の機会等を充実させていくことにより、「第三次とりまとめ」の趣旨・内容を踏まえた、教育委員会における人権教育の充実に向けた取組と学校への支援が期待される。

第2章 公立学校における取組

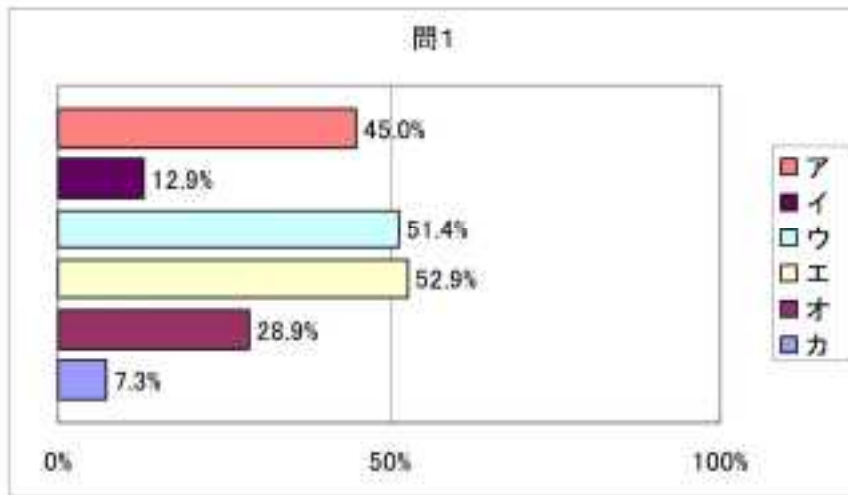
第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等について

(1) 人権尊重の視点に立った学校づくり

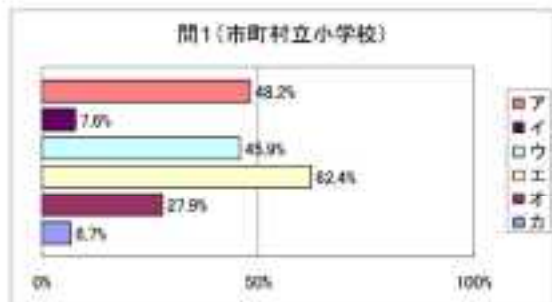
問1 貴校では、人権尊重の視点に立った学校づくり（雰囲気づくり、人間関係づくり等）を進める観点から、児童生徒への指導等の取組の中で、特にどのようなことに力を入れていますか。次のア～カのうち特に力を入れているものを、二つまでの範囲で選び、回答用紙に該当の記号を記入して下さい。

- ア 児童生徒に自己存在感や肯定的自己イメージを持たせる
- イ 児童生徒自身に自己選択・決定をさせる機会を与える
- ウ 児童生徒に他者とともによりよく生きようとする態度、規範等を育てる
- エ 学級等の集団に受容的、共感的な人間関係を形成する
- オ 児童生徒に人権侵害につながり得るような言動等があった場合には、毅然とした指導を行う

カ 児童生徒が日頃から人権学習に親しめるような場や機会を整備する（学校内に人権コーナーを設置する、人権をテーマに掲示等を行う、人権に関する学習会を定期的を開催するなど）



N = 1, 7 1 5



N = 1, 0 2 1



N = 4 5 4



N = 1 8 7



N = 5 3

(結果)

人権尊重の視点に立つ学校づくりを推進するために指導上の力点を置いている事項につ

いてであるが、ア、ウ、エが高い比率を占めている。

(分析)

校種により、力を入れている取組の特徴の違いが見られるが、概して学級等の集団に受容的、共感的な人間関係を形成することや、児童生徒が自己存在感や肯定的自己イメージを有すること、他者とともによりよく生きようとする態度・規範等を育てること等に重点を置く人権教育が推進されていることが認められる。「第三次とりまとめ」にも示されている「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を、各学校においては適切に位置づけていると考えられ、引き続き、児童生徒の発達段階を踏まえ、人権教育における体系的な指導内容・方法の充実を図っていくことが期待される。

問2 貴校では、人権尊重の視点に立った学校づくり（雰囲気づくり、人間関係づくり等）を進める上での教職員の役割を踏まえた対応として、特にどのようなことに力を入れていますか。次のア～カのうち特に力を入れているものを、二つまでの範囲で選び、回答用紙に該当の記号を記入して下さい。

ア 人権一般にかかわる教職員の知識を深める（人権発展の歴史や人権侵害の現状について、正義、平等、権利・義務等の概念について、関連の法規・条約についてなど）

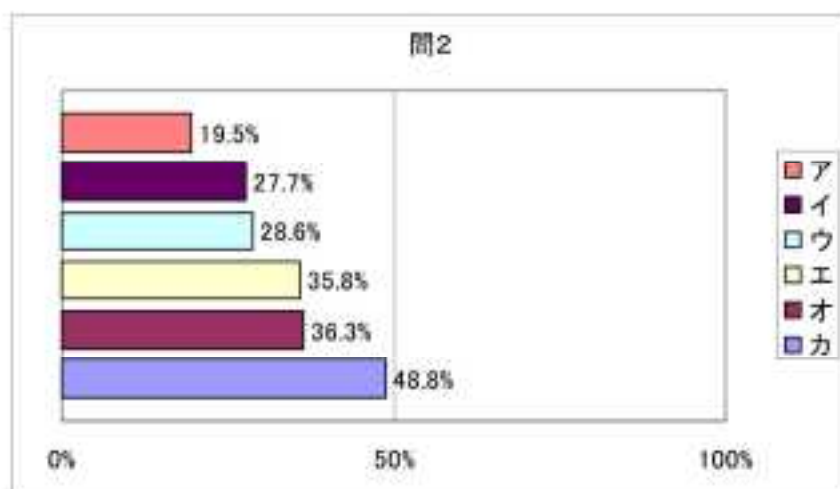
イ 人権一般に対する教職員の感覚を養う（ステレオタイプや偏見を見きわめる感覚、人権の実現のために行動しようとする意欲・態度など）

ウ 身近な人権問題、個別の人権課題等に対する教職員の理解を向上させる

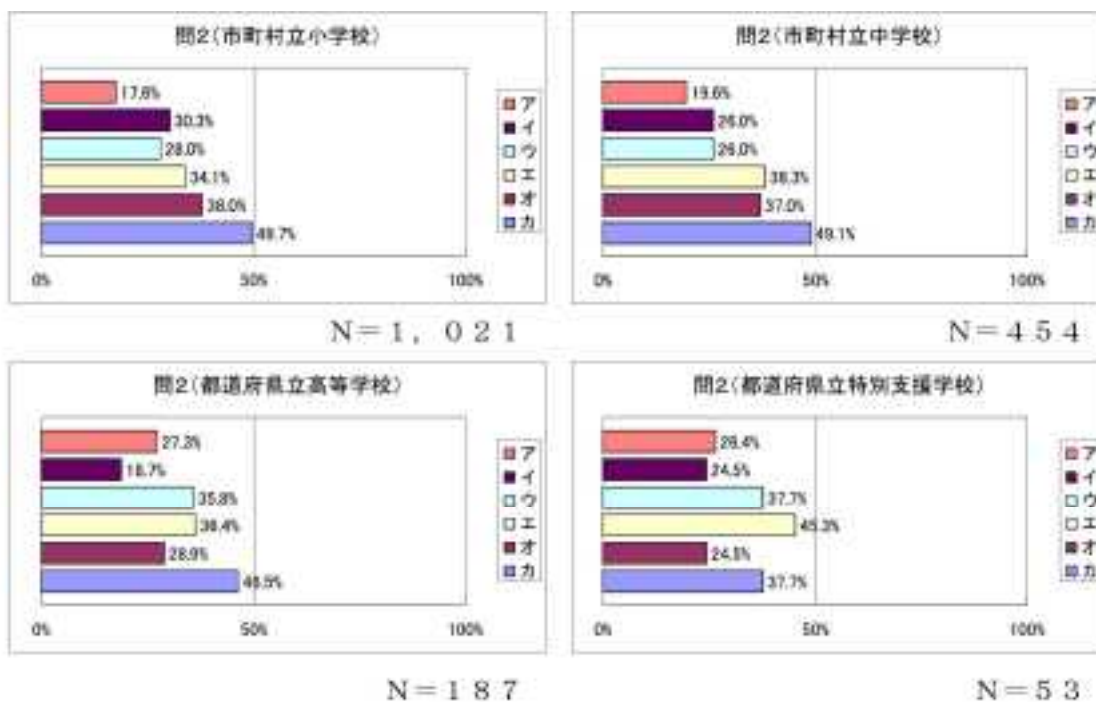
エ 人権尊重の観点から、日常の様々な場面における教職員の言動等に配慮する

オ 児童生徒をはじめとした他者との望ましい人間関係を形成するための教職員のスキルを高める（他者に受容的に接する技能、共感的な人間関係を築く能力、対立的な問題を建設的に解決する能力など）

カ 教職員相互の望ましい人間関係を構築する、協力的な教職員集団をつくる



N = 1,715



(結果)

人権教育の場としての学校づくりを進める上で必要な教職員の役割を踏まえた対応として重視している内容についてであるが、回答はア～カまでの項目に分散しているものの、エ、オ、カが高い比率を占めている。

(分析)

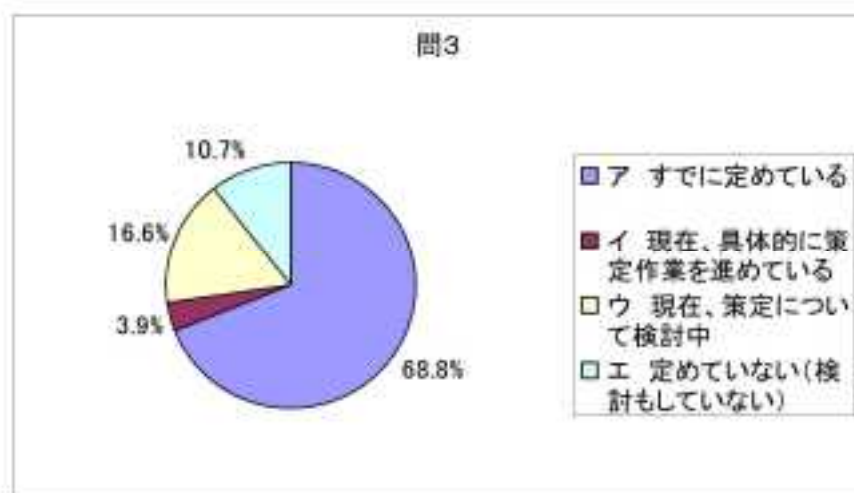
各学校においては、人権尊重の観点から、日常の様々な場面における教職員の言動等への配慮、協力的な教職員集団の形成・教職員の雰囲気や、児童生徒も含め、他者との望ましい人間関係を形成するための教職員のスキル向上等が重視されていると考えられる。他方で、人権に関する教職員の知識を深めることに関わる取組が、最も低い比率となっている。今後、教職員の人権教育研修等において、教職員自身の人権に関する知的理解の向上に関する内容も十分に取り上げることが必要である。そうした取組も通じて、教職員における人権に関する知的理解と人権感覚の双方が高められ、人権尊重の視点に立った学校づくりが一層促進されることが期待される。

(2) 学校としての組織的な取組とその点検・評価

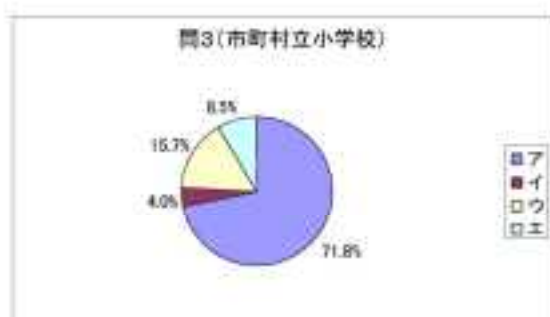
問3 貴校では、人権教育に関する全体計画を定めていますか。次のア～エのうちから当てはまるもの一つを選び、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

- ア すでに定めている
- イ 現在、具体的に策定作業を進めている
- ウ 現在、策定について検討中

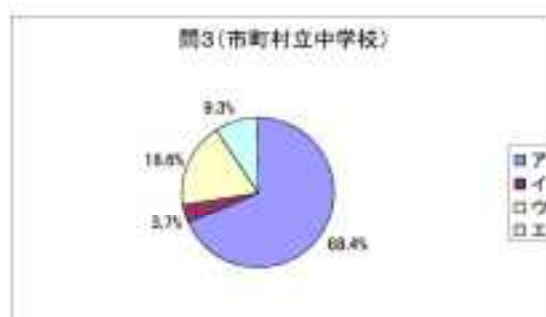
エ 定めていない(検討もしていない)



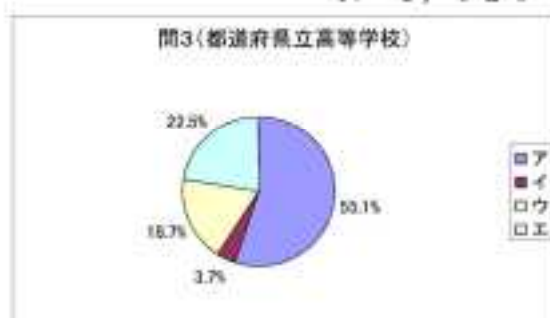
N = 1, 7 1 2



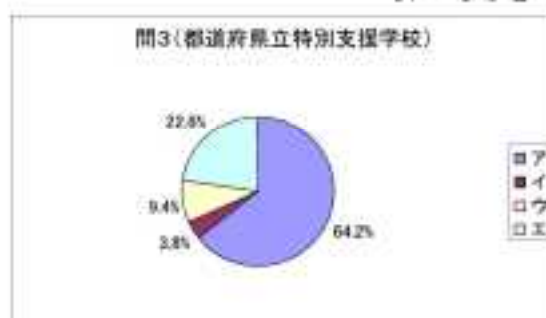
N = 1, 0 2 0



N = 4 5 2



N = 1 8 7



N = 5 3

(結果)

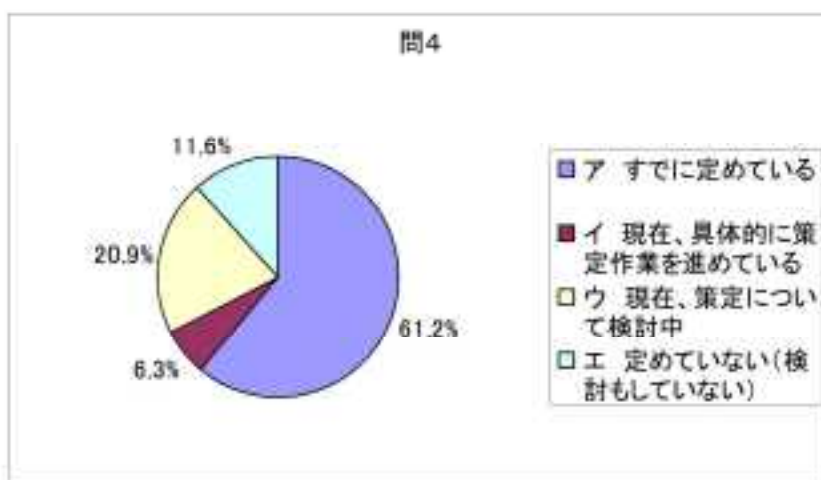
学校として人権教育を体系的に推進するための全体計画の策定状況についてであるが、アが約69%であり、イが約4%となっている。エは全体では約11%であるが、高等学校や特別支援学校においては約23%となっている。

(分析)

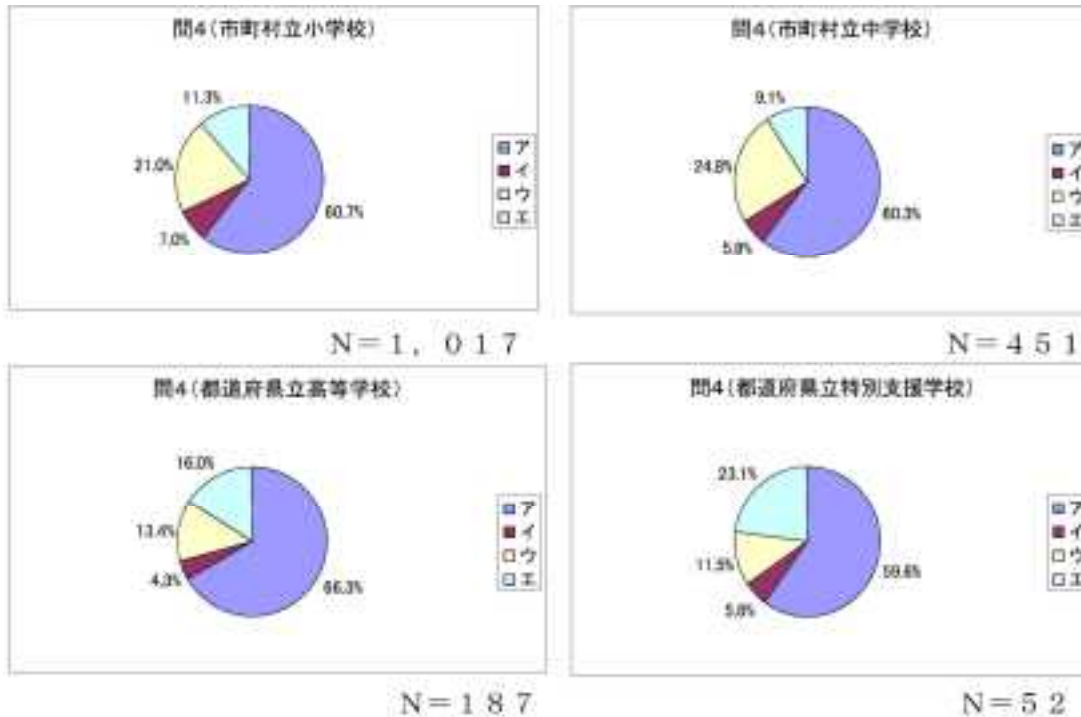
全般的には人権教育に関する全体計画作成は定着しつつあると認められるが、未だ十分とは必ずしも言えない状況にある。人権教育に関する全体計画は、学校における目標や取り組むべき活動の全体を、発達段階に即しつつ、各教科等との関連を考慮しながら総合的・体系的に示すという、当該学校における人権教育の推進の根幹となるものであり、「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえても、全ての学校が、全体計画を策定して人権教育に取り組むことを求められていると考えられよう。今後、未策定の学校においては、教育委員会が必要に応じて支援を行いながら、全教職員の主体的参画による、計画の策定に向けた積極的な取組が期待される。

問4 貴校では、人権教育に関する年間指導計画を定めていますか。次のア～エのうちから当てはまるもの一つを選び、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

- ア すでに定めている
- イ 現在、具体的に策定作業を進めている
- ウ 現在、策定について検討中
- エ 定めていない(検討もしていない)



N = 1,707



(結果)

人権教育を具体的に推進するための年間指導計画の策定状況であるが、アが約61%、イが約6%に対し、ウが約21%あり、エが約12%となっている。問3の全体計画に比べて低い策定状況にある。

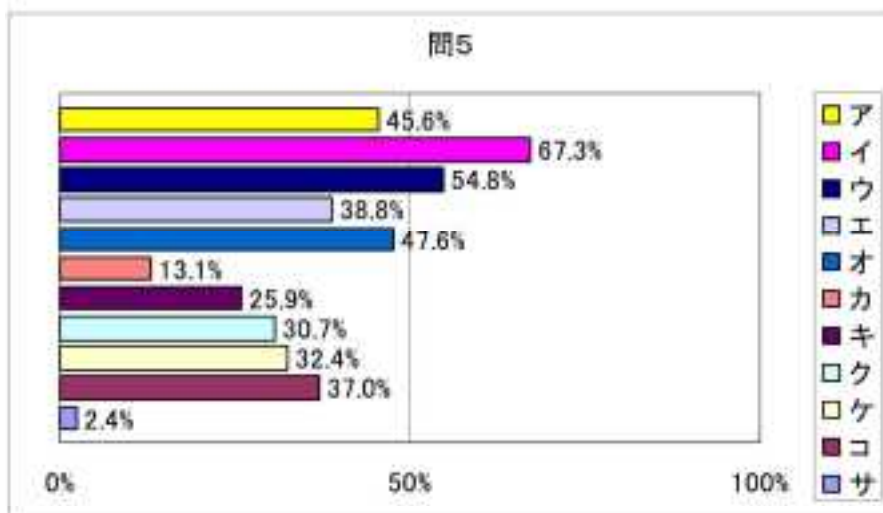
(分析)

各学校における年間指導計画の策定は相当程度に実現されているものの、「検討中」あるいは「検討もしていない」の合計は30%を超えており、問3の全体計画の状況と比べても策定率は若干低くなっている。全体計画同様、年間指導計画も、全ての学校において策定することが期待されるものである。今後教育委員会が必要に応じて支援を行いつつ、未策定の学校においては、全教職員の主体的参画による、策定に向けた積極的な取組が期待される。

問5 (問3・問4のいずれか又は双方において、「アすでに定めている」の場合) 貴校では、人権教育に関する全体計画又は年間指導計画において、具体的にどのような事項について定めていますか。次のア～サのうち当てはまるものすべてについて、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

- ア 都道府県や市町村の人権教育推進方針・計画との関係
- イ 当該学校における教育活動全体の目標(学校の教育目標)、計画等との関係
- ウ 人権教育に関する各学年ごとの目標、計画等
- エ 人権教育に関する各教科等ごとの目標、計画等

- オ 人権教育にかかわる教科外の活動等（学級経営、生徒指導、進路指導、教育相談等）に関する目標、計画等
- カ 個別的な人権課題への取組に関する目標、計画等
- キ 交流活動や体験活動、課題探求型の学習活動などの実施に関する目標、計画等
- ク 家庭・地域、関係機関等との連携又は校種間の連携に関する目標、計画等
- ケ 人権週間をはじめとした週間・月間、記念日等を行う取組の計画等
- コ 教職員研修に関する目標、計画等
- サ その他



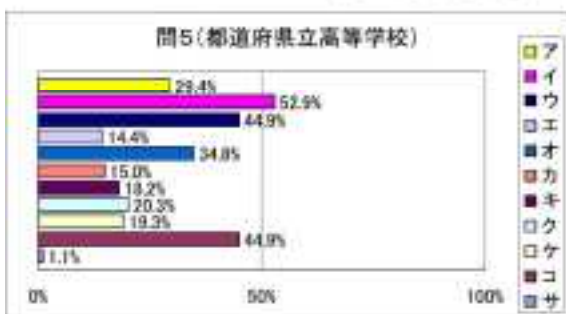
N = 1, 715



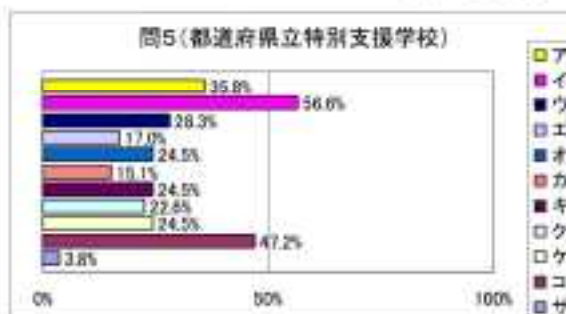
N = 1, 021



N = 454



N = 187



N = 53

(結果)

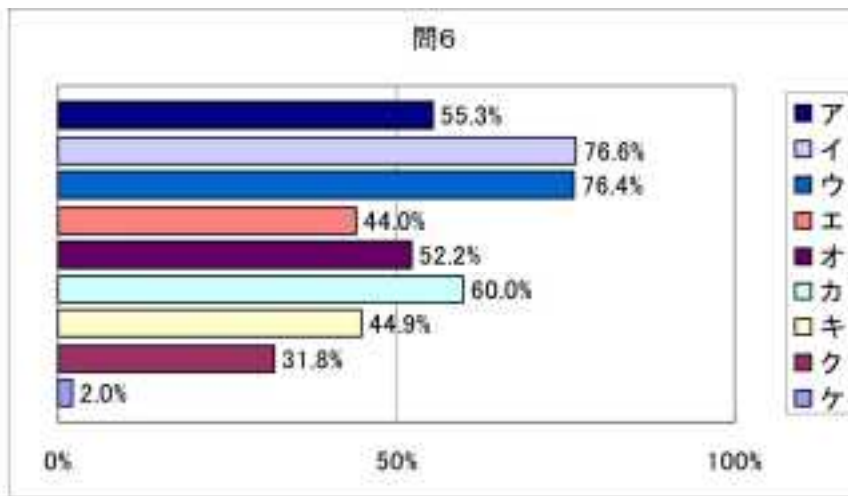
全体計画又は年間指導計画に包含されている具体的事項についてであるが、全体として、イ、ウ、オが高い比率であり、カが最も低い比率で、キもかなり低い比率となっている。

(分析)

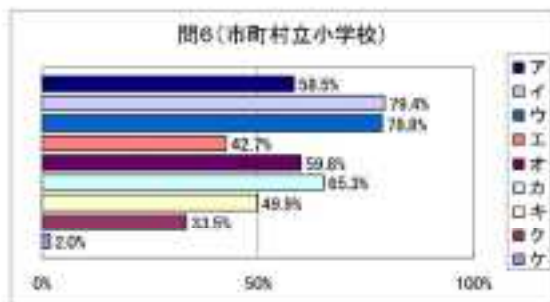
各学校においては、人権教育の推進にあたって、学校全体の教育目標を踏まえた個別の各教育目標を具体的に定めており、体系的な人権教育の推進が図られていると考えられる。他方で、カ、キが低いことから、個別の人権課題への取組や交流活動や体験活動、課題探求型の学習活動等における人権教育の適切な位置づけが今後の課題と考えられる。各学校においては、教育委員会が策定する人権教育における推進方針・計画を踏まえながら、学校における全体計画や年間指導計画全体における体系的な整理を図りつつ、様々な計画等を策定するとともに、全ての教職員がこれらの情報を共有し、学校全体として一体となった人権教育の推進が期待される。

問6 貴校では、人権教育を推進するための校内推進体制として、どのような体制整備を行っていますか。次のア～ケのうち当てはまるものすべてについて、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

- ア 人権教育に関する主要な方針・計画の企画立案を行う組織又は会合等に、管理職が参加している
- イ 人権教育に関する主要な方針・計画についての（最終的な）決定は、校長が責任を持って行っている
- ウ 校内推進体制の要となる人権教育担当者を置いている
- エ 複数教職員が参加する人権教育担当組織（人権教育部など）を置いている
- オ 基本的にすべての教職員が、人権教育の全体計画・年間指導計画等の見直し・策定に、いずれかの形で参加する体制が執られている
- カ 基本的にすべての教職員が、人権教育の取組の点検・評価に、いずれかの形で参加する体制が執られている
- キ 教職員の間で人権教育に関する実践の交流・評価が行われている
- ク 保護者や地域住民からの意見聴取等を行うための組織体制が整備されている。
- ケ その他



N = 1, 715



N = 1, 021



N = 454



N = 187



N = 53

(結果)

人権教育を推進するための校内推進体制の内容についてであるが、イ、ウが約77%であり、カが約60%である。他方で、エ、キ、クは相対的に低い比率となっている。

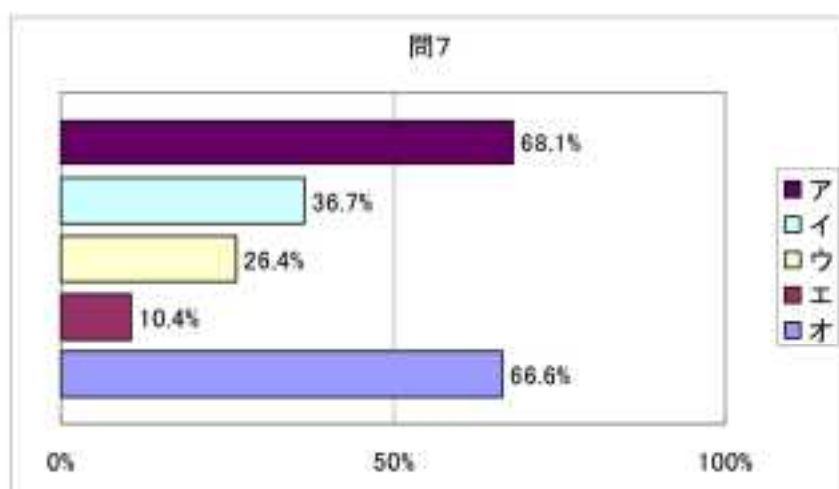
(分析)

全国的には、学校長等の管理職及び人権教育担当者を中心とした校内における推進体制の整備が、概ね定着していると考えられる。その一方で、全ての教職員の関わりについては、点検・評価についても、約60%にとどまっており、校内推進組織が形骸化している可能性が危惧される面もある。 今後は、全ての教職員が主体的に参加する校内の体制の充実が期

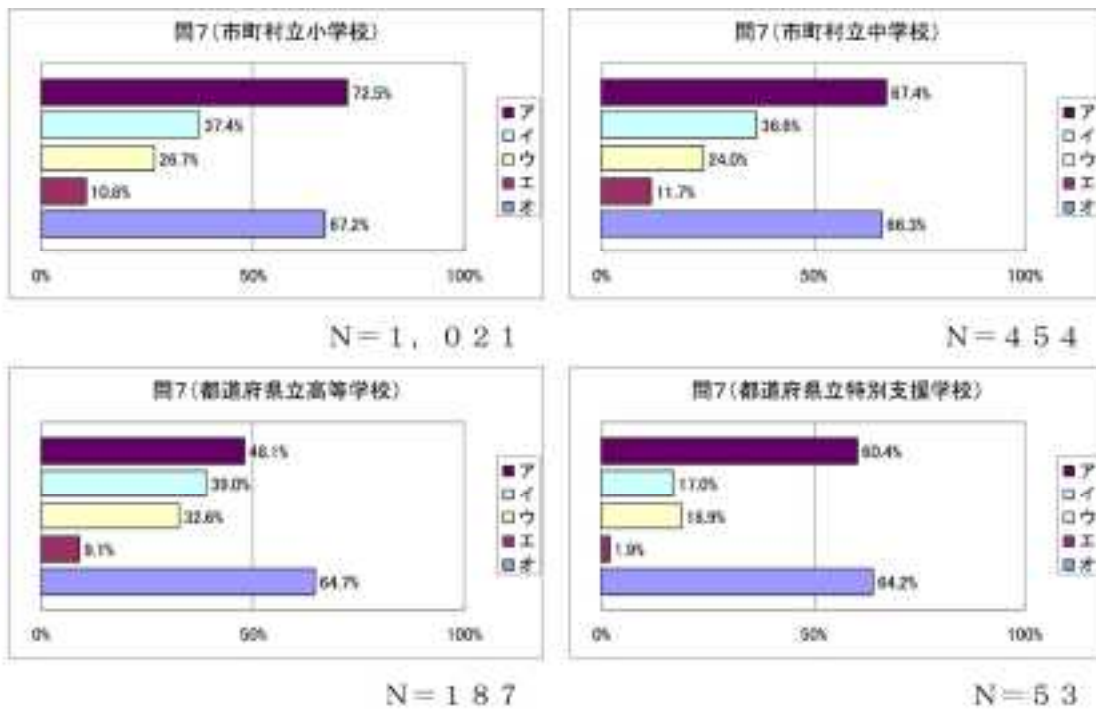
待される。その際、現在必ずしも十分な実践に至っていないとも考えられる、教職員同士の実践の交流・評価や、保護者・地域住民からの意見聴取等についても、十分に行うことのできる体制の整備・推進が留意されるべきであろう。

問7 貴校では、人権教育に関する貴校の活動についての点検・評価の取組として、どのようなことに取り組んでいますか。次のア～オのうち当てはまるものすべてについて、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

- ア 各学期・年度等ごとに、人権教育の取組について、振り返り（反省・総括）のための情報交換・討議等を組織的に行っている
- イ 人権教育の取組について、振り返り（反省・総括）のための客観的データの収集・整理等を行っている
- ウ 人権教育の取組について、予め目標を立て、当該目標ごとにその達成状況についての評価を行っている
- エ 人権教育の取組の成果等（目標の達成状況など）を測定するための客観的な指標を立て、当該指標に基づいて評価を行っている
- オ 人権教育の取組の成果に関する評価を踏まえ、各年度等ごとに目標、計画等の見直しを行っている



N = 1, 715



(結果)

人権教育に関する活動の点検・評価の内容についてであるが、ア、オが70%近くであり、イは約37%、ウは約26%、エは約10%となっている。

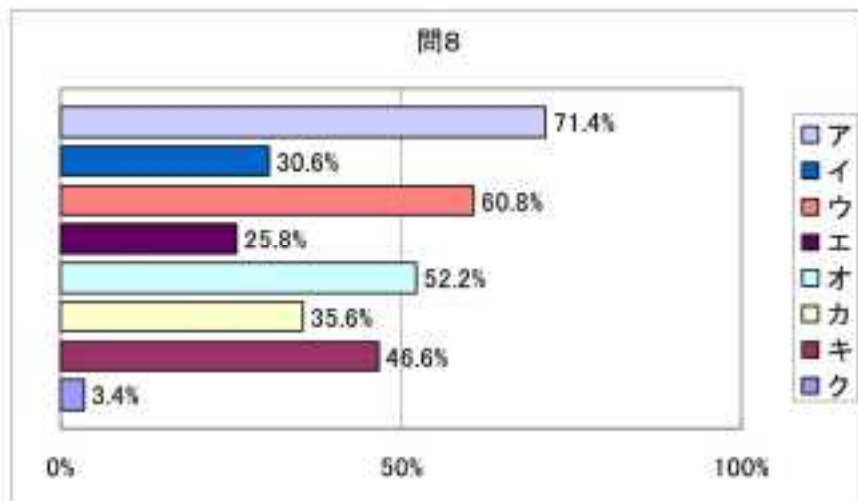
(分析)

各学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが期待されるが、全国的に見た場合、学校における人権教育の取組について、情報交換・討議等を組織的に行う「振り返り」の実施と、「振り返り」を踏まえた、目標・計画等の見直しという取組はほぼ定着していると言える。他方で、「振り返り」にあたっての客観的な指標の活用や、予め目標設定等の実施割合は低くなっている。今後は、客観的な指標等を活用した、いわゆるPDCAサイクルを踏まえた学校教育・人権教育の充実に向けて、各学校の取組が期待される。

問8 貴校では、人権教育の活動に関する点検・評価の実施に当たり、どのような手段を用いていますか。次のア～クのうち当てはまるものすべてについて、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

- ア 教職員に対するアンケート
- イ 教職員相互の授業評価
- ウ 児童生徒に対するアンケート
- エ 児童生徒自身による人権教育に関する学習についての自己評価
- オ 保護者等に対するアンケート

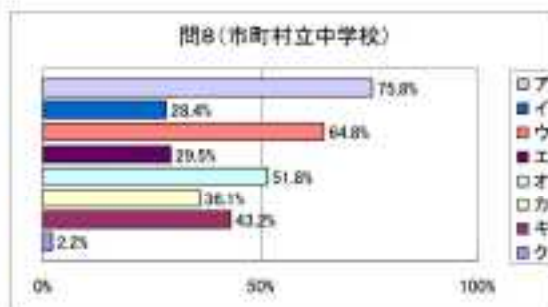
- カ P T Aの会合等の機会を通じた保護者等からの意見聴取
- キ 学校評議員等からの意見聴取
- ク その他



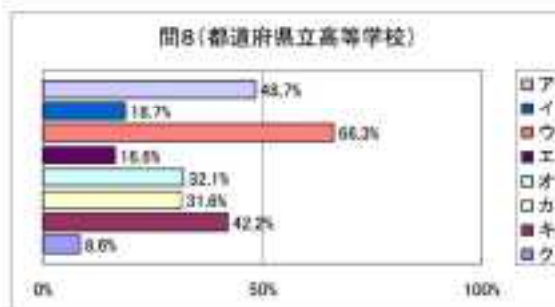
N = 1, 7 1 5



N = 1, 0 2 1



N = 4 5 4



N = 1 8 7



N = 5 3

(結果)

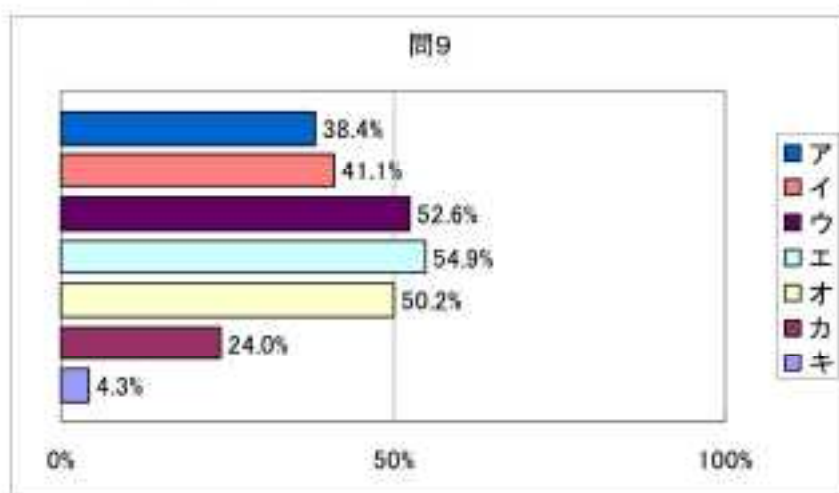
人権教育の活動に関する点検・評価の手段についてであるが、アが約71%、ウが約61%、オが約52%である。他方で、イは約31%、エは約26%となっている。

(分析)

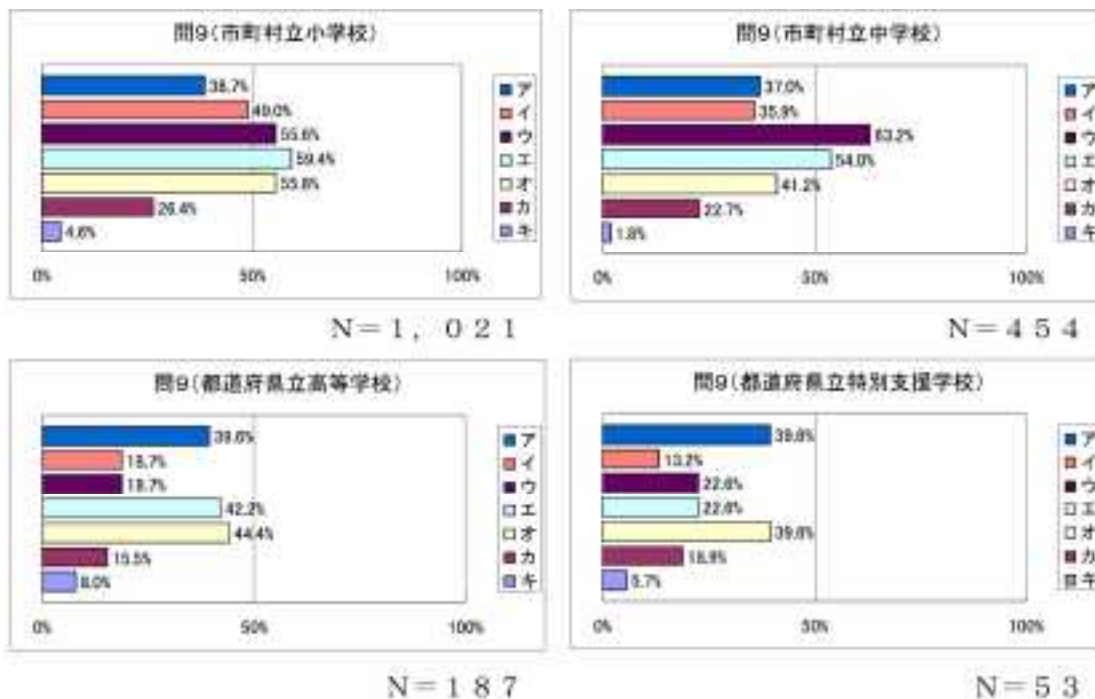
点検・評価の主たる手段となっているのは、教職員や児童生徒、保護者に対するアンケートである。他方で、児童生徒自身による学習の自己評価や教職員相互の授業評価といった取組による点検・評価は、十分とは言えない状況が見られる。こうした評価は、学校における人権教育を充実させる上で大きな意義を持つことから、今後一層積極的に活用することが重要であろう。また、保護者等からの意見聴取に関して、学校評議員等を活用することは、アンケートにおいては必ずしも反映されない忌憚のない保護者等の意見を聴取する機会でもあり、その活用が期待される。

問9 貴校では、人権教育に関する家庭・地域との連携の取組として、どのような取組を実施していますか。次のア～キのうち当てはまるものすべてについて、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。**(3) 家庭・地域・関係機関等との連携及び校種間の連携**

- ア 地域において人権課題の解決に取り組んでいる方を講師として招くなど、地域の人材を活用して、人権教育の授業、校内研修等を行っている。
- イ 児童生徒が、地域の人々から話を聞いたり、地域の人々を招いて学習の成果を発表したりする取組を行っている。
- ウ 児童生徒が作成した人権啓発の作文、ポスター等を発表・展示している。
- エ 学校における人権教育の取組等に関し、ホームページ、学校だより、学級通信、PTAの広報紙等を通じて情報発信している
- オ 保護者との懇談会、地域との協議会等の機会に、学校における人権教育の取組について説明したり、意見交換等を行ったりしている
- カ 教職員と保護者や地域の人々との共同により、人権の意識啓発等に係るイベントや研修会等を実施している
- キ その他



N = 1, 715



(結果)

家庭・地域との連携した人権教育の取組の事例についてであるが、エが約55%、ウが約53%、オが約50%となっている。

(分析)

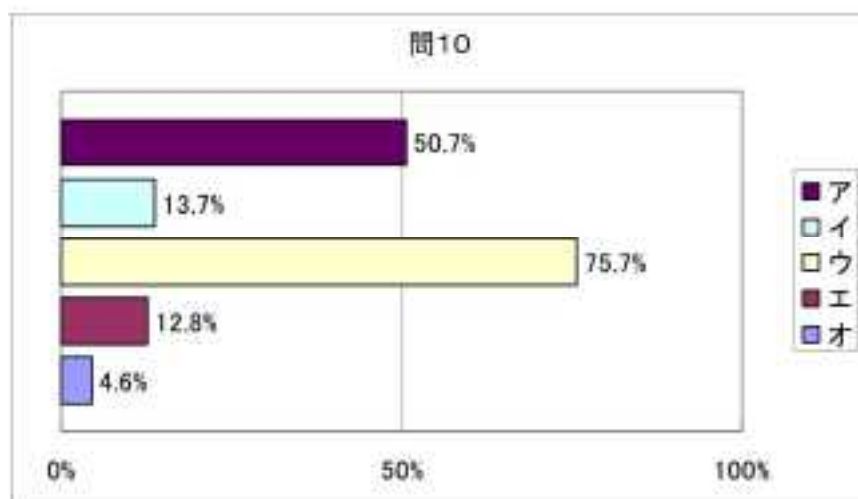
多くの学校において、学校だより等を活用した情報発信や、児童生徒の作品の発表、保護者との懇談会等での意見交換等を通じ、学校での人権教育の取組等について、家庭や地域等との情報共有を図っていると考えられる。学校だけでなく、地域、家庭と連携を図っての、人権教育の推進が重要であることから、今後、保護者や地域の人々との意見交換や共同行事等を充実させる等により、一層地域との連携を強めていくことが期待される。その際、例えば、PTA活動との連携も図りながら、教職員と保護者等との共同による取組の推進等の工夫や、家庭や地域の人々も一緒になった研修会等を積極的に展開すること等が有益であると考えられる。

問10 貴校では、人権教育に関する関係機関等（公的機関、福祉施設、市民団体、大学・研究機関、企業など）との連携の取組として、どのような取組を実施していますか。次のア～オのうち当てはまるものすべてについて、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

ア 公的機関や市民団体等で人権課題の解決に取り組んでいる人、大学等で人権について研究している人等を講師として招くなど、関係機関等の人材を活用して、人権教育の授業、校内研修等を行っている。

イ 児童生徒が、人権にかかわるテーマについて調べるため、関係機関等に取材したり、

- その成果をまとめて関係機関等に送ったりする取組を行っている。
- ウ 児童生徒が、障害者施設や高齢者施設等の各種施設を訪問して、様々な人々とふれあい、交流する体験をしたり、ボランティア活動を実施したりする取組を行っている。
 - エ 児童生徒の人権意識等に関する調査・分析や、指導方法等の改善、教材の開発などに取り組むに当たり、関係機関等の専門家からの助言を得ている。
 - オ その他



N = 1, 715



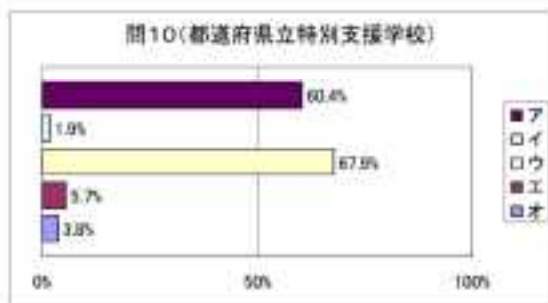
N = 1, 021



N = 454



N = 187



N = 53

(結果)

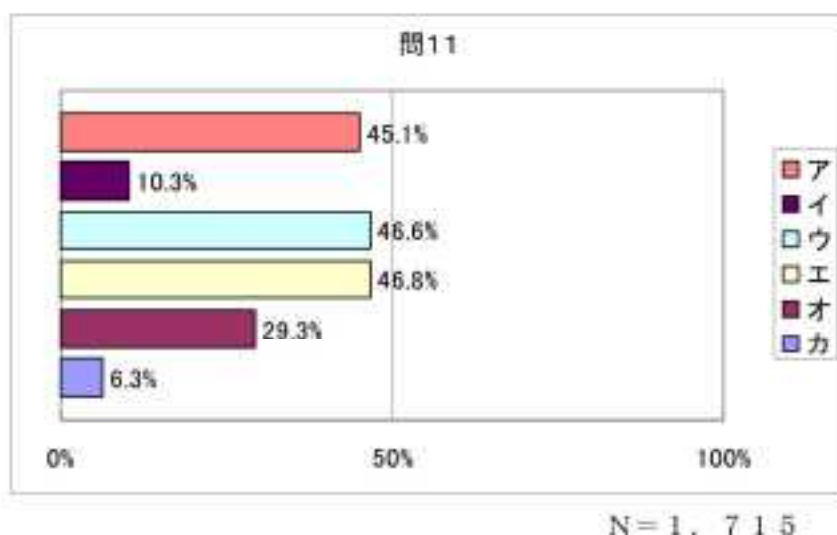
人権教育に関する関係機関等との連携の取組の内容についてであるが、ウが約76%で最も多く、次いでアが約51%となっている。これに対し、イとエは約13~14%である。

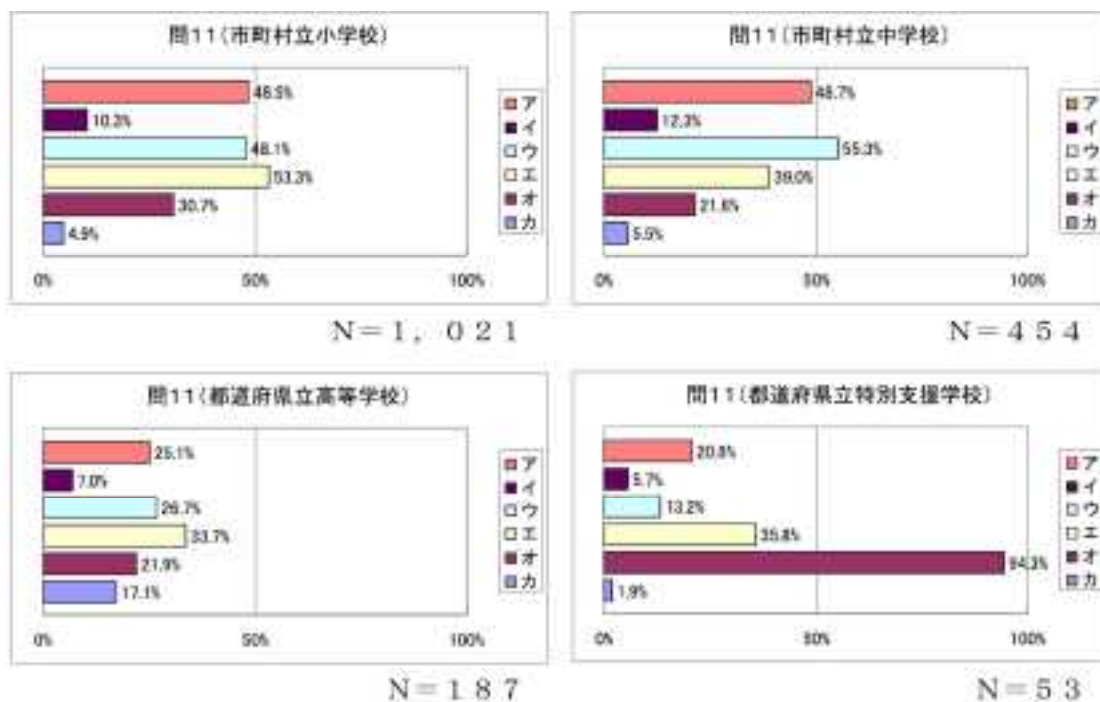
(分析)

多くの学校においては、児童生徒が関係機関等を取材して自ら調査を行ったり、大学や公的機関等や人権に関する知見を有する者を活用した人権教育の授業や校内研修等を行うことにより、関係機関等と連携した人権教育の取組を行っていると考えられる。関係機関との連携は、児童生徒における豊かな人権感覚を培う契機等となるものであり、学校における人権教育の充実に資するものである。引き続き、関係機関等との連携の促進が望まれるとともに、指導方法等の改善や教材の開発においても、各学校の実態等を踏まえつつ、関係機関からの協力についても、工夫を図っていくことが期待される。

問11 貴校では、人権教育に関する校種間の連携（保・幼、小、中、高、特別支援学校との連携）の取組として、どのような取組を実施していますか。次のア～カのうち当てはまるものすべてについて、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

- ア 校種間連携のための定期的な協議の場を設定している
- イ 隣接校種の学校と連携し、複数校種を通じた一貫性のあるカリキュラムの整備のための共同研究等を行っている
- ウ 異なる校種の学校と連携し、授業の改善や、指導力の向上等のための取組（相互の授業公開、授業研究、合同研修会の開催など）を行っている
- エ 異なる校種の学校と連携し、児童生徒の異年齢交流の取組を行っている
- オ 特別支援学校と幼稚園・小・中・高等学校とが連携し、障害のある児童生徒とない児童生徒との交流活動を行っている。
- カ その他





(結果)

人権教育に関する校種間の連携の内容についてであるが、ウとエがともに約47%、アが約45%である。他方で、イは約10%である。

(分析)

多くの学校においては、異年齢交流、授業公開等による授業改善や指導力向上の取組、定期的な協議会等を通じて、人権教育に関する校種間連携を図っていると考えられる。ただし、小・中・高といった異なる校種を通じた一貫性のあるカリキュラム整備のための共同研究等の連携の実施率はきわめて低く、積極的な展開が今後の課題であると考えられる。人権教育においても、発達段階に応じた学習活動を計画することが極めて重要であり、学校種間での連携が不可欠であることから、今後も、発達段階に即した教育内容の充実に向け、各学校間の連携を一層図っていくことが期待される。

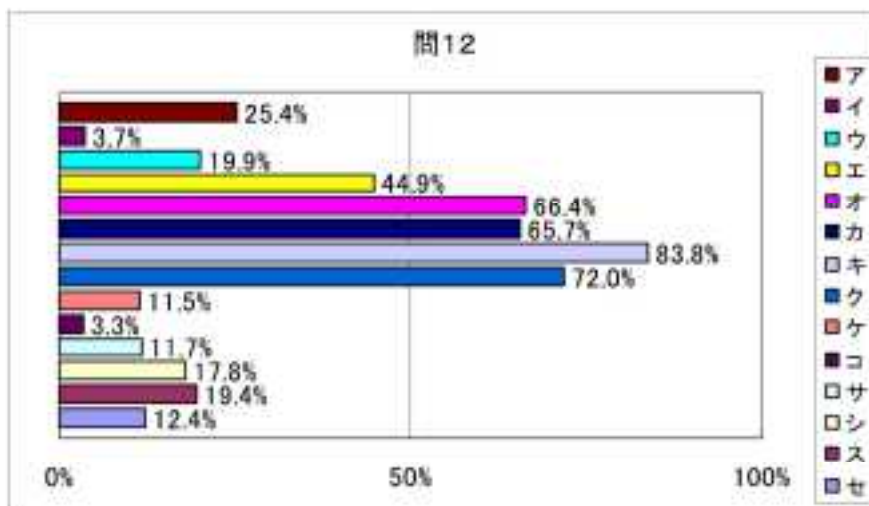
第2節 人権教育の指導内容と指導方法について

(1) 指導内容の構成と指導方法の工夫

問12 貴校では、人権教育の指導内容として、どのような資質・能力を身に付けさせることに力を入れていますか。次のア～セのうち特に力を入れているものを、五つまでの範囲で選び、記入用紙に該当の記号を記入して下さい。

- ア 自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識
- イ 人権に関する国内法や条約等に関する知識

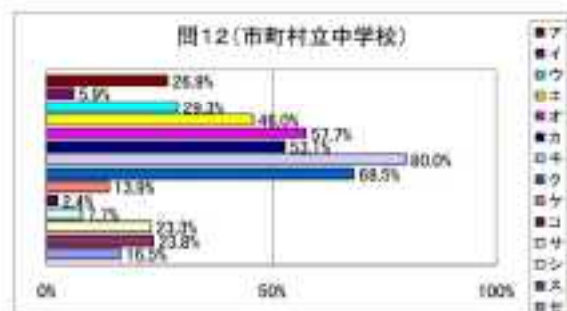
- ウ 人権発展の歴史や人権侵害の現状等についての知識
- エ 人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
- オ 自己についての肯定的態度（自尊感情など）
- カ 適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- キ 自他の違いを認め、尊重する意識、多様性に対する肯定的態度
- ク 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- ケ 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
- コ 合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能
- サ 対立的問題に対しても、双方にとってプラスとなる解決法を見出すことのできるよ
うな建設的な問題解決技能
- シ 自他の人権を擁護し、人権侵害を予防したり解決するために必要な実践的知識
- ス 自己の周囲、具体的な場面において、人権侵害を受けている人を支援しようとする
意欲・態度
- セ 正義、自由、平等などの理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・
態度



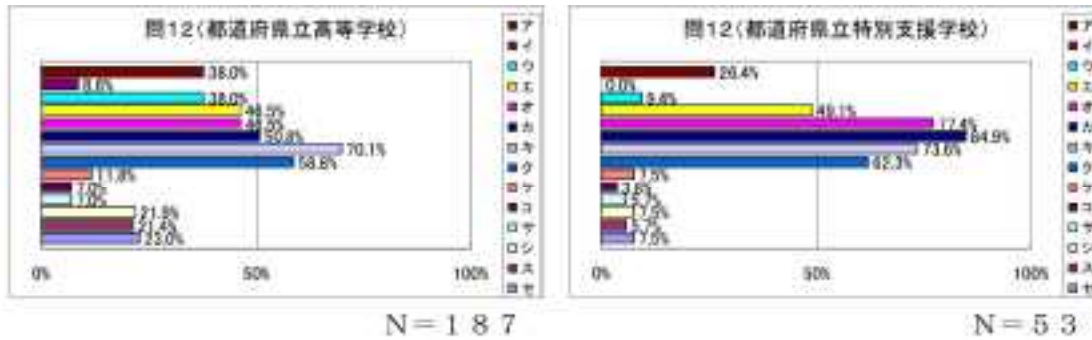
N = 1, 715



N = 1, 021



N = 454



(結果)

人権教育の指導内容としてどのような資質・能力の育成に力点を置いているかについてであるが、キが約84%で最も高く、次いでクが約72%、オが約66%、カが約66%で、エが約45%と続いている。これに対し、コが約3%、イが約4%、ケが約12%、サが約12%、セが約12%となっている。

(分析)

「第三次とりまとめ」では、人権教育を通じて培われるべき資質・能力を、三つの側面(①知識的側面 ②価値的・態度的側面 ③技能的側面)から捉えている。調査の結果からは、自他の違いや社会の多様性に対する肯定的態度の育成をはじめとする、価値的・態度的側面に関する指導に、他の二つの側面の指導に比してかなり大きな力点が置かれていることと、他方で、「技能的側面」に関する指導や、「知識的側面」に関する指導に力点を置いている学校が少ないということが読み取れる。これら三つの側面に関する指導が相互関連性を有して展開される人権教育を通して、児童生徒は人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高めることができるのであり、各学校においては、全体計画や年間指導計画等に基づき、あらゆる場と機会を活用して、三側面を踏まえた人権教育の推進が期待される。

問13 問12で回答された資質・能力のいずれかの指導を進めるに当たり、貴校において特に課題となっている事項、困難を感じている事項等がありましたら、該当する資質・能力ごとに、自由に記述して下さい。

(結果)

例えば、多様性に対する肯定的態度、コミュニケーション技能、想像力や感受性、自己についての肯定的態度等を育成する上での困難点に言及する記述が数多く見られる。他方で、権利、義務などの諸概念や人権侵害の現状、及び国内法や条約等に関する知的理解の促進に関する事項、あるいは偏見、差別を見きわめる技能、建設的な問題解決技能、批判的思考の技能等の育成に関する事項に言及する記述は相当低くなっている。

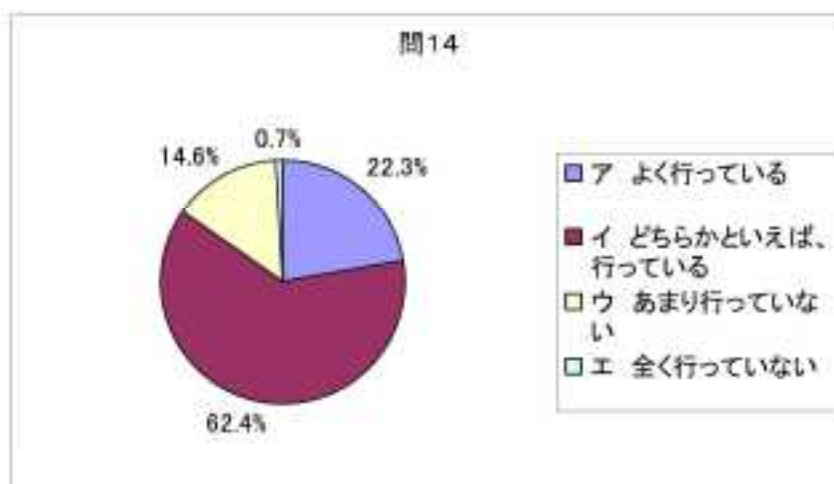
(分析)

多様性に対する肯定的態度、コミュニケーション技能等のように、問12において力を入

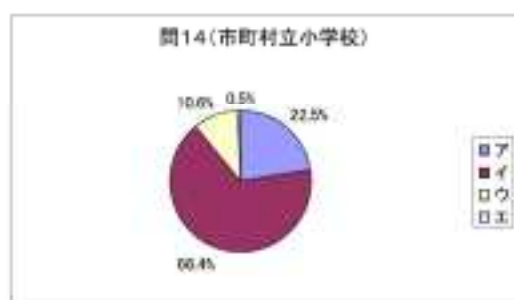
れて取り組んでいると記述されている項目が、指導上困難を感じているものとしても取り上げられており、逆に力を入れて取り組んでいない項目については、指導上の困難を感じている項目としても取り上げられていない、という傾向が全般的に見られる。そうした全般的な傾向の中で、例えば、「人権発展の歴史や人権侵害の現状等についての知識」に関する指導をめぐる困難点の記述も多く見られることから、様々な人権課題の指導の在り方や内容の構成等に関する参考事例を提供することや、異なる校種間での共同研究を支援する等、教職員の人権教育に関する研修の充実が教育委員会等に期待される。

問14 人権教育における「協力的・参加的・体験的な学習」に対する取組について、貴校では、どの程度取り組まれていますか。次のア～エのうちから最も当てはまるもの一つを選び、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

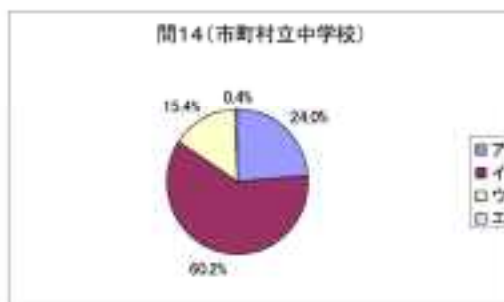
- ア よく行っている
- イ どちらかといえば、行っている
- ウ あまり行っていない
- エ 全く行っていない



N = 1, 7 1 4



N = 1, 0 2 0



N = 4 5 4



(結果)

「協力的・参加的・体験的な学習」への取組状況についてであるが、アが22%強、イが62%強であるが、ウとエを合わせると15%強となっている。

(分析)

「第三次とりまとめ」では、人権感覚をはぐくむ教育、人権に関する知的理解を深める教育のいずれにおいても、人権教育の指導方法の基本原則である「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」は不可欠なものとして位置づけられている。調査の結果からは、「協力的・参加的・体験的な学習」について、一定程度の普及が確認できるものの、アは、全学校を通じて22%強に、さらには高等学校においては約14%にとどまっていることから、一層の普及に向けた今後の課題が大きいことが読み取れる。また、イが最も多い比率であることから、「第三次とりまとめ」の趣旨は必ずしも十分に理解されているとはいえない状況と考えられる。引き続き、第三次とりまとめの理解の徹底を、都道府県、市町村の教育委員会と各学校が連携して行うことが期待される。

問15 人権教育における「協力的・参加的・体験的な学習」に対する取組を進めていくに当たり、貴校において特に課題となっている事項、困難を感じている事項等がありましたら、回答用紙の所定欄に、自由に記述して下さい。

(結果)

「協力的・参加的・体験的な学習」に取り組む上での課題に関する自由記述として、例えば、時間の確保等に関わる課題、指導等の計画に関わる課題、交流・連携に関わる課題、指導者の側に関わる課題、等々が数多く見られる。

(分析)

時間の確保に関する意見が多数見られたが、こうした意見については、実態として時間がなかなか確保できないという状況とともに、「協力的・参加的・体験的な学習」についての十分な理解がなされていないことに伴って、学校全体として、適切な指導計画に基づいた効果的な指導についての教員間の共通理解が定着していないことにもよることが考えられる。

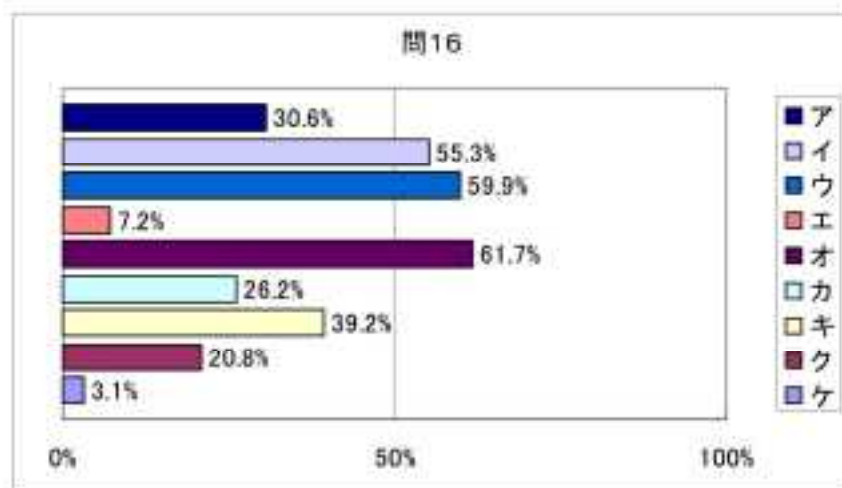
「第三次とりまとめ」の理解の徹底と、教員研修等における都道府県と市町村教育委員会等

が連携した学校への支援が期待される。

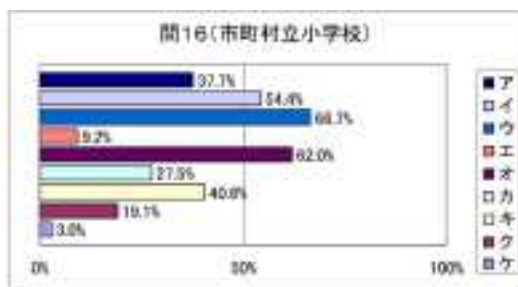
(2) 効果的な学習教材の選定・開発

問16 貴校では、人権教育の教材の選定・開発に係る取組として、どのような取組を実践していますか。次のア～ケのうち当てはまるものすべてについて、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

- ア 地域の教材化（地域におけるフィールドワークとの関連を図りながら、地域の歴史や産業などを取り上げ、教材化するもの）
- イ 外部講師の講話やふれあいの教材化（人権課題に直接かかわる人を、外部講師として招いて講話を聞いたり、直接その人と触れ合ったりして、そこから学ぶもの）
- ウ 生命の大切さに関する教材の教材化（例えば、救命活動に携わる人の体験談の教材化、自分や自分以外の赤ちゃんの誕生の記録の教材化、妊娠中の女性による講話の教材化など）
- エ 保護者や地域関係者と共に作る教材の活用
- オ 視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用（例えば、人権劇、映画・ビデオ、読み物資料を視聴覚教材として再編集したものなど）
- カ 小説、詩、歌などの作品の教材化
- キ 同世代の児童生徒の作品の教材化（例えば人権作文・人権標語・人権ポスターなど、児童生徒が作成した作品を用いて学ぶもの）
- ク 歴史的事象の教材化
- ケ その他



N = 1, 715



N = 1, 0 2 1



N = 4 5 4



N = 1 8 7



N = 5 3

(結果)

人権教育の教材の選定・開発にかかる取組の内容についてであるが、オが約62%、ウが約60%、イが約55%というように、この三項目の比率が他の項目よりもかなり高くなっている。最も低いのがエで約7%である。

(分析)

視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用、生命の大切さに関する教材の教材化、外部講師の講話やふれあいの教材化等が高い比率になっていることから、各学校において人権教育の教材の選定・開発に関する創意工夫がなされていることが読み取れる。他方で、保護者や地域関係者と共に作る教材の活用等の比率はかなり低いものとなっている。地域関係者と一体となり、地域の文化や歴史を踏まえて作られた教材は、学校や地域、児童生徒等の実態を踏まえた効果的な人権教育の実施に有効であり、その選定と活用の推進が期待される。また、こうした教材の活用にあたっては、当該学校においては、どのような教材が適切であるかということをも管理職や人権教育担当者を含め、校内推進組織において教職員が主体的に考え、選定することが重要であろう。

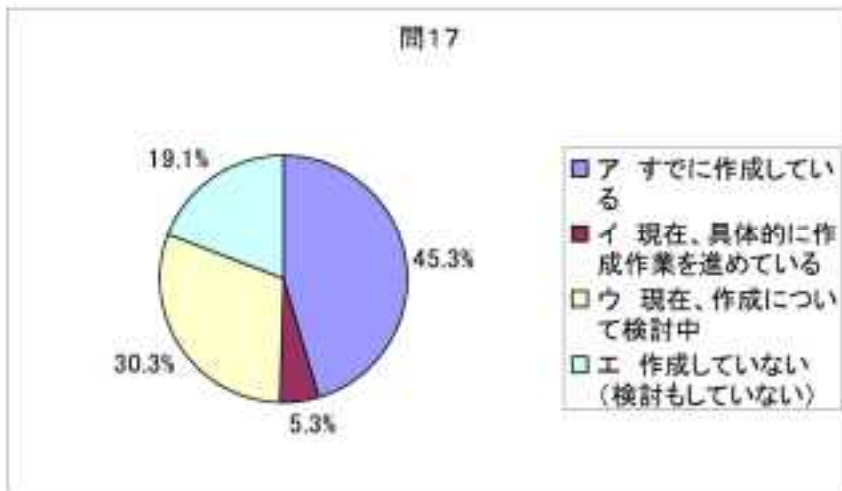
第3節 学校における研修の取組について

(1) 年間教職員研修プログラムの作成

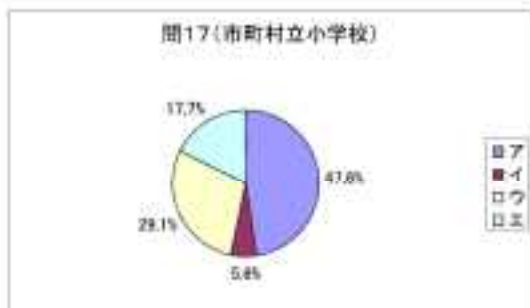
問17 貴校では、各年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等について、必要な研修プログラム(年間教職員研修プログラム)を作成していますか。次のア～エのうちから当ては

まるもの一つを選び、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。なお、人権教育の全体計画・年間指導計画等の一部として、研修に関する計画を盛り込んでいる場合も、「作成している」とみなします。

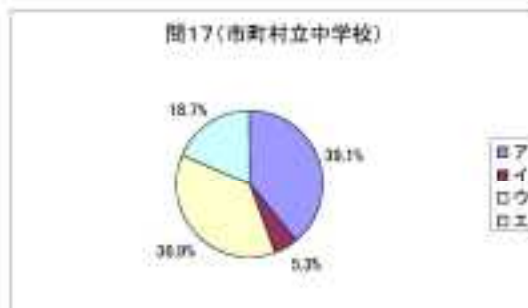
- ア すでに作成している
- イ 現在、具体的に作成作業を進めている
- ウ 現在、作成について検討中
- エ 作成していない（検討もしていない）



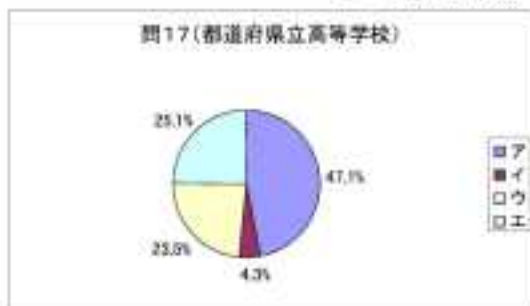
N = 1, 713



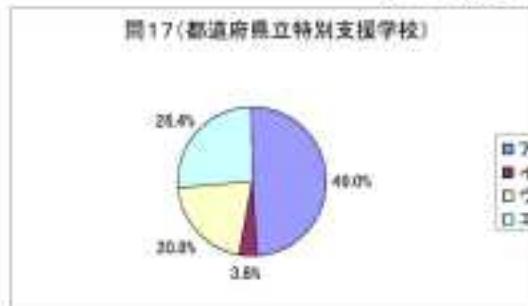
N = 1, 020



N = 453



N = 187



N = 53

(結果)

研修プログラム（年間教職員研修プログラム）作成の有無についてであるが、ア及びイの合計が約51%、ウ及びエの合計が約49%となっている。

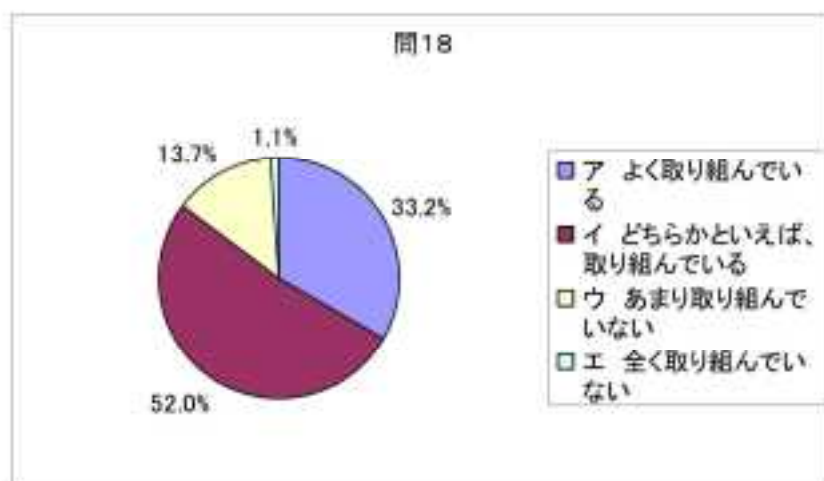
(分析)

学校においては、都道府県、市町村等の人権教育の推進方針・推進計画を参考にしながら、人権教育計画の全体計画、人権教育計画の年間計画を策定し、その上で、年間の教職員プログラムを定めるものであるが、「すでに作成している」及び「作成作業を進めている」割合が約半分であることを踏まえ、各学校においては、校長のリーダーシップのもと、例えば、既存の様々な授業改善等の研修を人権教育の観点から再構築し、人権教育研修プログラムを構成することが期待される。また、同時に市町村等においては、人権教育の推進方針・推進計画の充実を努めるとともに、学校の教職員研修における指導・助言を拡充することが期待される。

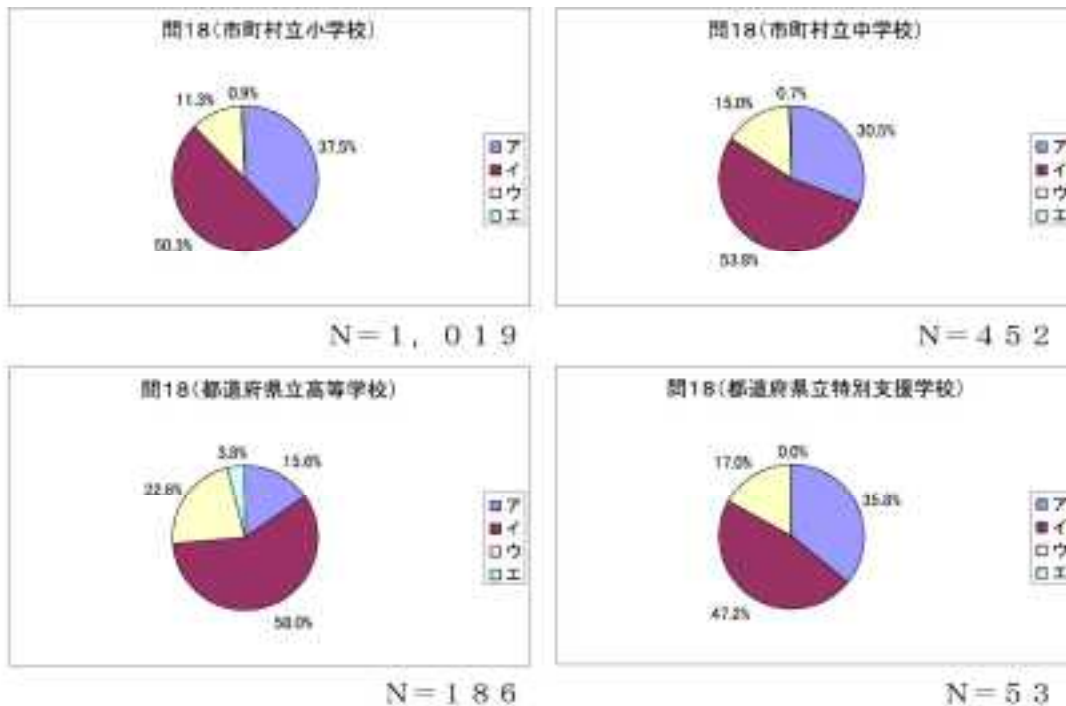
(2) 研修内容

問18 人権教育にかかわる校内研修の一環として、貴校では、児童生徒の理解等のための研修に、これまで、どの程度取り組んできましたか。次のア～エのうちから最も当てはまるもの一つを選び、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

- ア よく取り組んでいる
- イ どちらかといえば、取り組んでいる
- ウ あまり取り組んでいない
- エ 全く取り組んでいない



N=1, 710



(結果)

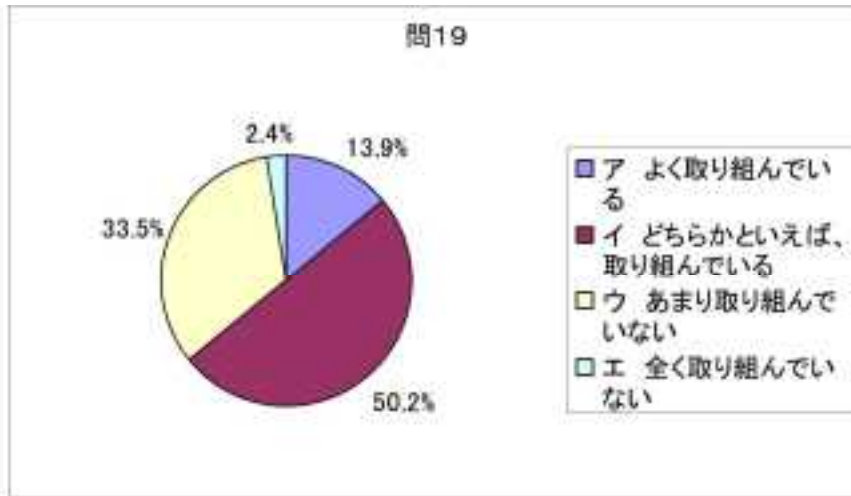
人権教育にかかわる校内研修における児童生徒の理解等のための研修への取組状況についてであるが、ア及びイの合計が約85%であり、ウ及びエの合計は約15%となっている。また、高校においては、アの比率が約16%で他の校種と比べてかなり低くなっている。

(分析)

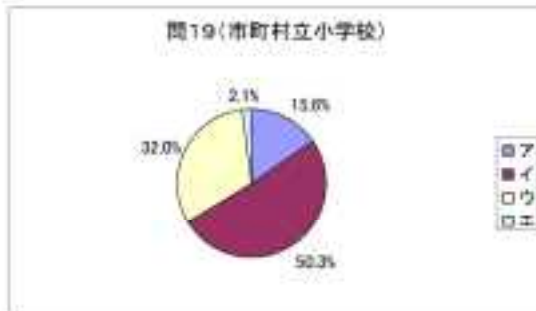
児童生徒の理解等のための研修は、概して十分に取組まれていると考えられる。「第三次とりまとめ」は、児童生徒が人権感覚を身につけるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境が不可欠であるとしている。教職員が、学校・学級の雰囲気(「隠れたカリキュラム」)の意義を人権教育の視点からも十分に認識すること、児童生徒の実態把握のための各種調査の実施方法、結果の分析方法等を学ぶ研修等アンケートを通じた児童生徒の理解の促進と教員の研修の充実が期待される。

問19 人権教育にかかわる校内研修の一環として、貴校では、学習教材の理解や授業研究、活動プログラムの導入など、指導に関する研修に、これまで、どの程度取り組んできましたか。次のア～エのうちから最も当てはまるもの一つを選び、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

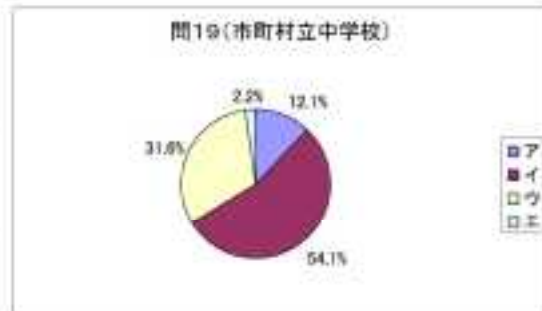
- ア よく取り組んでいる
- イ どちらかといえば、取り組んでいる
- ウ あまり取り組んでいない
- エ 全く取り組んでいない



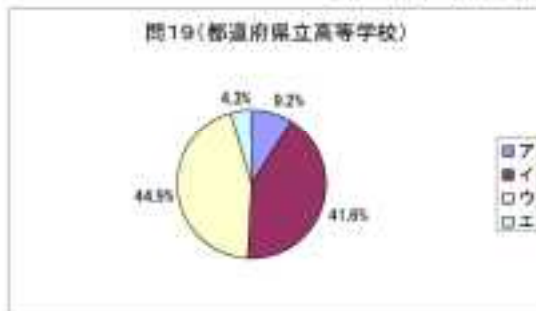
N = 1,708



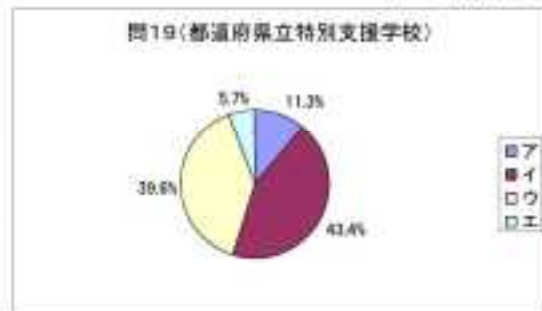
N = 1,017



N = 453



N = 185



N = 53

(結果)

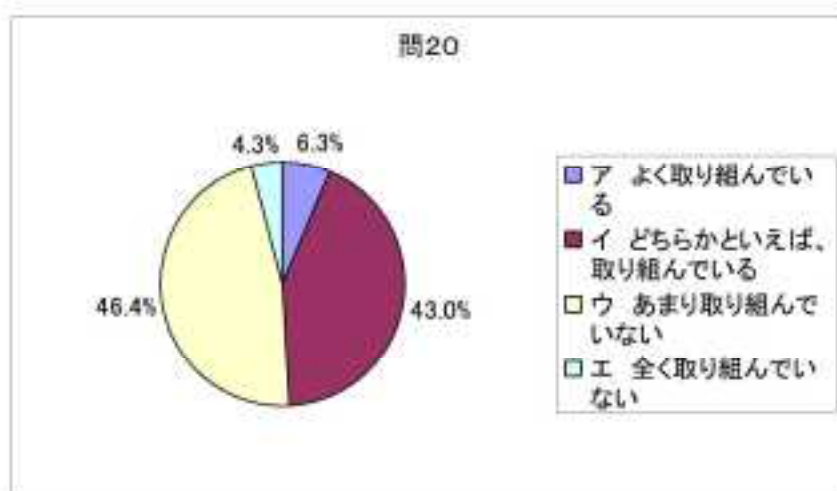
人権教育にかかわる校内研修における指導に関する研修への取組状況についてであるが、ア及びイの合計が約64%、ウ及びエの合計が約36%となっている。また、校種別で見ると、ア、イの合計は小、中で約66%であるが、高校では約51%、特別支援学校では約55%とやや低くなっている。

(分析)

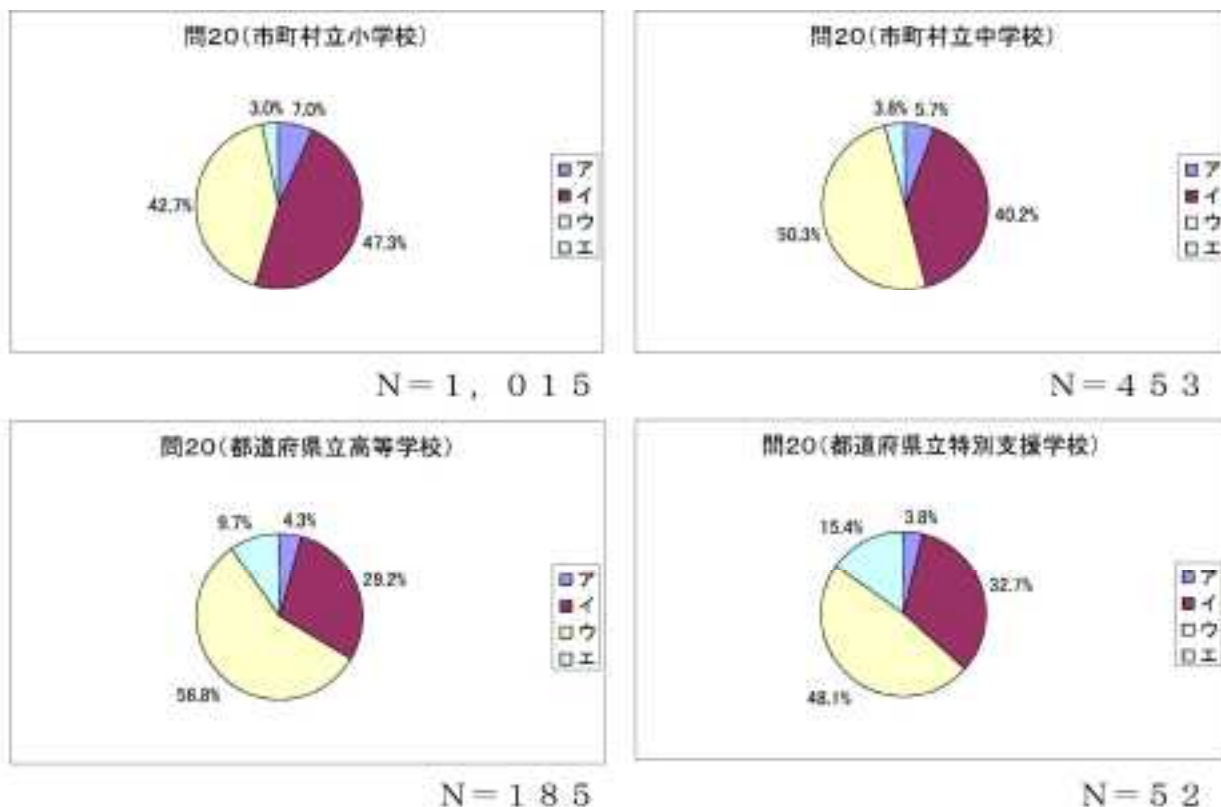
各学校においては、自らの学校における人権教育の目標を踏まえ、各教科等において児童生徒の資質・能力・技能等をはぐくむための学習教材の理解、授業研究、活動プログラムの導入といった指導に関する研修の内容・方法の工夫・改善に取り組むことがきわめて重要である。学習教材の開発・作成等に関する研究協議や、具体的な授業実践に基づいた指導に関する研修は人権教育の充実に効果的であるにもかかわらず、こうした指導に関する研修に取り組んでいない学校が約36%に上ることから、今後は「第三次とりまとめ」の実践編等を参考にしながら、各学校において積極的に研修が進められること、また、各学校に対する教育委員会の支援の充実が期待される。

問20 人権教育にかかわる研修の一環として、貴校では、家庭・地域との相互理解に関する研修に、これまで、どの程度取り組んできましたか。次のア～エのうちから最も当てはまるもの一つを選び、回答用紙に該当の記号をご記入下さい。

- ア よく取り組んでいる
- イ どちらかといえば、取り組んでいる
- ウ あまり取り組んでいない
- エ 全く取り組んでいない



N = 1,705



(結果)

人権教育にかかわる校内研修における家庭・地域との相互理解に関する研修への取組状況についてであるが、ア及びイの合計が約49%、ウ及びエの合計が約51%となっている。

(分析)

学校教育において、家庭・地域との相互理解は不可欠の要素であり、教育の基本でもある人権教育においても同様である。実際には、様々な学校での研修において、家庭・地域との相互理解に関する研修は行われていると考えられるが、そうした研修について、人権教育の観点からの再構築と改善の余地があるとも考えられる。各学校においては、学校評議員等も活用しながら、家庭・地域の教育ニーズを踏まえた学校教育の推進を深めるための研修の充実が期待される

問12 貴校では、人権教育にかかわる研修として、今後、どのような内容についての研修を、重点的に進めていきますか。次のア~ケのうち特に力を入れたいと考えているものを、三つまでの範囲で選び、記入用紙に該当の記号を記入して下さい。

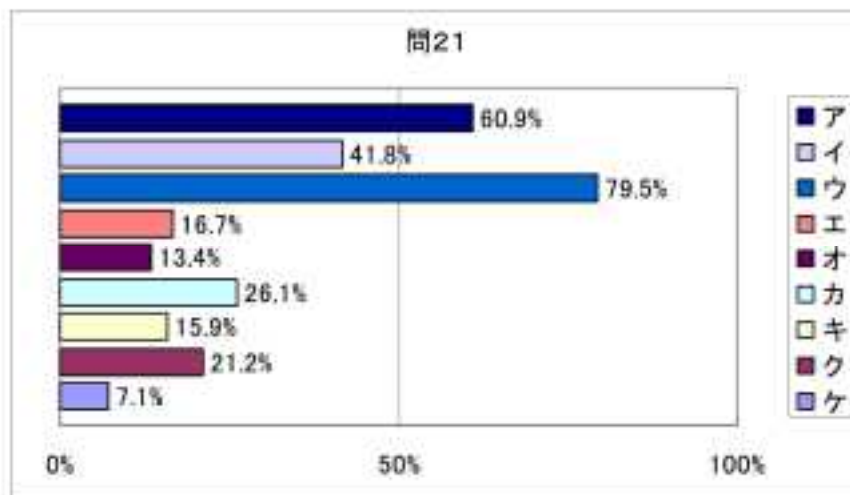
- ア 児童生徒の意識、児童生徒が抱える問題などについての現状・背景等に関する内容
- イ 聞く技術、話す技術をはじめ、児童生徒との対話・対応スキルに関する内容
- ウ 児童生徒の人間関係づくり、学級集団等の集団づくりに関する内容
- エ さまざまな人権課題に関する内容
- オ 人権教育の教材に関する内容
- カ 学校における人権教育のカリキュラム、授業等で使える学習プログラム等に関する

内容

キ 人権学習への主体的参加意欲の喚起、効果的な発問、気づきへの導きなど、人権教育の指導技術に関する内容

ク 家庭・地域への情報発信、家庭・地域との意見の交流等に関する内容

ケ 地域の関係機関の役割、それらの機関との連携方策に関する内容



N = 1, 715



N = 1, 021



N = 454



N = 187



N = 53

(結果)

今後の人権教育研修で重点的に取り上げたい内容についてであるが、ウが約80%、アが約61%である。また、最も低い項目はケで約7%である。

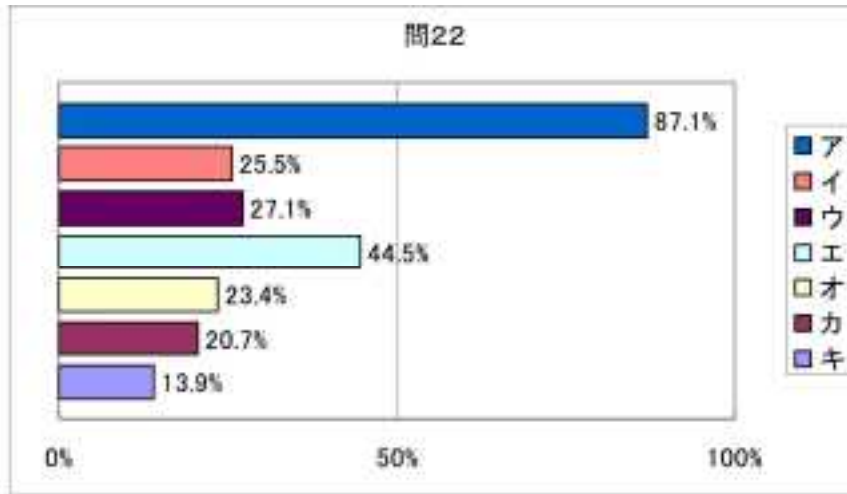
(分析)

人権教育に関わる研修としては、児童生徒の人間関係づくり、学級集団等の集団づくりに関する内容や児童生徒の意識、児童生徒が抱える問題などについての現状・背景等に関する内容といった人権感覚の育成に関わる分野を重点的に進めていくべきだと考えている学校が多いといえる。このことは、問12、問13、問16の回答にも共通する傾向とも考えられる。自他の人権を守ろうとする意識、意欲、態度は、人権に関する知的理解の深まりと、人権感覚の高まりが、いわば両輪となることではじめて健全にはぐくまれることから、各学校においては、人権感覚の育成に関わる事柄をめぐる研修と人権に関する知的理解に関する研修の双方が重要であるととらえ、家庭や地域の関係機関等との連携を積極的に進めながら、研修の一層の充実を図ることが期待される。

(3) 研修方法

問22 貴校では、人権教育に関する校内研修等として、どのような方法による研修に力を入れていますか。次のア~キのうち特に力を入れているものを、三つまでの範囲で選び、記入用紙に該当の記号を記入して下さい。

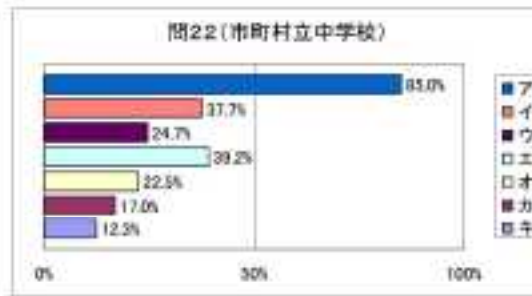
- ア 基本的にすべての教職員が参加する全体研修
- イ 学年、分掌、教科などのグループ別による課題研修
- ウ 教職員相互による授業評価
- エ 外部講師、伝達講師等の講義を聴く、ビデオ教材を視聴するなど講習型の研修
- オ 授業研究、学習プログラムや指導案、教材等の作成など、実習・演習型の研修
- カ ディスカッション、ロールプレイング、ワークショップ等の手法やゲームなどを取り入れた参加体験型の研修
- キ 施設の訪問、フィールドワークなど地域等に出かけて行う研修



N = 1, 715



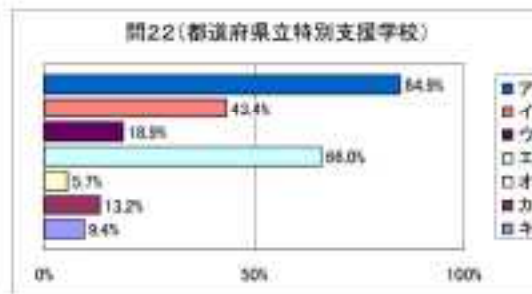
N = 1, 021



N = 454



N = 187



N = 53

(結果)

人権教育に関わる校内研修等の形態についてであるが、アが約87%、エが約45%である。また、最も比率が低い項目はキで約14%である。

(分析)

各学校においては、校長等管理職のリーダーシップのもと、教職員が一体となって人権教育に取り組むことと、そして、教職員が人権尊重の理念を十分に理解することが必要である。したがって、全体研修の割合が高くなっていることは評価できるとともに、施設訪問等地域

に出かけて行う研修や、参加体験型の研修といった研修方法の工夫については、今後一層充実を図ることが必要である。各学校においては、参加体験型等の手法も取り入れるなどの工夫を行い、多様な研修方法を導入した効果的な研修プログラムの策定と実施が期待される。

第4節 その他

問23 最後に、学校における人権教育の推進に関し、貴校が、現在特に積極的、重点的に取り組んでいる事項、今後特に積極的、重点的に取り組もうとしている事項等がありましたら、回答用紙の所定欄に、自由に記述して下さい。

(結果)

教職員研修、家庭・地域との連携、学校間の交流・連携、コミュニケーション、教職員の人権感覚といった事項に関する意見のほか、いじめ・不登校や道徳教育、特別支援教育、外国人子女教育等に関する意見など、様々な意見が寄せられている。

(分析)

教職員の人権感覚の向上等、人権教育の中核的な事項から、いじめ・不登校や外国人子女教育など、各学校における喫緊の課題と思われる事項まで、多岐にわたる意見が出ていることから、すべての教育の土台である人権教育の本質が、各学校において広く認識されてきており、人権教育に取り組もうとする意欲が高まっていることがうかがえよう。こうした気運が国の内外における人権教育の推進の動きと相まってますます高まることが期待されるところである。こうした観点からも、学校における人権教育が、「第三次とりまとめ」の趣旨を踏まえて着実に推進されることと、国や都道府県・市町村教育委員会による支援等が引き続き充実されることが期待される。

おわりに

本報告書は、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議の三次にわたる「とりまとめ」（特に「第三次とりまとめ」）が、教育委員会・学校の人権教育の充実に向けた取組においてどのように活用されているかを検証することを目的とした調査の分析結果を示すものである。

その内容は以下のように概括することができる。

まず、教育委員会及び各学校における人権教育の取組については、概ねその定着が図られていると考えられる。例えば、都道府県教育委員会における人権教育に関する推進方針・計画について、既に定めている又は策定作業中（検討中も含む）とする教育委員会、人権教育担当者向けの研修を実施している教育委員会、あるいは初任者研修において人権教育に関するまとまった内容を扱っている教育委員会の割合は85%を超えている。さらに、都道府県教育委員会における人権教育に関する推進方針・計画については、既に定めている、又は策定作業中である教育委員会のうち、「とりまとめ」を踏まえているとするものの割合は100%となっている。また、各学校においても、「とりまとめ」を踏まえた人権教育に関する全体計画及び年間指導計画の策定については、既に定めている又は策定作業中である（検討中も含む）学校の割合は85%を超えている。

このように、教育委員会及び学校においては、「とりまとめ」の趣旨を踏まえながら、人権教育への取組の確実な推進が図られつつあると考えられる。その一方、今後、教育委員会や学校において、人権教育の充実を進めるにあたって、改善を図るべき課題等もいくつか浮かび上がっている。そこで、とりわけ留意すべきと考えられる課題とその改善に向けた提言を以下に示すものとする。

1. 教育委員会における取組状況に関するほとんどの項目について、都道府県の取組状況が市町村の取組状況を上回っている。むろん、これらの差異を解釈するに際しては、都道府県と市町村の規模等の違いだけでなく、それぞれが担っている役割等の違い（例えば、市町村立小中学校のいわゆる県費負担教職員の研修については、都道府県が実施し、市町村は都道府県が実施する研修に協力するという法令に基づく役割分担がある等）についても、十分に留意することが必要である。すなわち、人権教育に関する研修の実施率等だけをもって、市町村が都道府県に比べて人権教育の推進に積極的でないと考えすることは必ずしも適当ではない。しかし、例えば、人権教育に関する推進方針・計画等の人権教育に関する基本的な方針等については、全ての市町村においても策定することが当然に期待されるものである。今後、市町村及び都道府県においては、各々に期待される役割を適切に果たすことを前提とした連携の充実を図り、地域における人権教育を一体となって推進していく努力を重ねていただきたい。
2. 人権教育に関する教職員向けの研修等について、都道府県教育委員会においても、研修用プログラムの作成率が6割程度にとどまっている。今後は、都道府県教育委員会の教育事務所単位での担当者研修や、市町村教育委員会等における複数年次にわたる計画に基づいた担当者研修、各地域の校長会等が主催する管理職対象の研修といった取組の有機的な連携を図り、地域一体となった教職員の人権教育に関する研修を一層推進していただきたい。

3. 人権教育担当者等向け研修における指導方法について、いわゆる従来型の講習による形態が多い状況が見られる。「第三次とりまとめ」においては、児童生徒が人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成するためには、座学的方法だけにとどまらない、「協力」「参加」「体験」を中核とした、児童生徒の主体的な学習を不可欠としている。人権教育担当の教師等においては、こうした人権学習を推進する指導方法について、自らが主体的な学習者の立場となる視点を研修等で経験しながら身につけることが重要であり、今後、教育委員会等においては、実習・演習型の研修や参加体験型の研修を一層広く活用していただきたい。また、必要に応じて、指導主事等を積極的に派遣するなど、市町村に対する都道府県の支援の充実も図っていただきたい。
4. 今回の調査から、教育委員会及び学校を全体的に俯瞰して見た場合、「第三次とりまとめ」についての周知及び趣旨や内容に関する理解が、必ずしも十分でないと思われる状況も浮かび上がっている。例えば、都道府県において、人権教育に関する推進方針・計画を「第三次とりまとめ」を踏まえて策定している割合が非常に高いものの、「協力的、参加的、体験的な学習」に取り組んでいない学校が約2割という状況となっている。「第三次とりまとめ」においては、人権教育を、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を二本柱として、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度、実践的な行動力など、様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であり、初等中等教育段階においてとりわけ注意すべき点として、発達段階を踏まえ、相互に関連し補完しあう、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を発達段階を踏まえて行うこと、さらに、3. でも言及しているように、児童生徒が人権に関する知的理解を深め、同時に人権感覚をはぐむためには、単なる座学的方法にとどまらず、学習者である児童生徒が主体的に活動する「協力的、参加的、体験的な学習」が不可欠である、としている。こうした「第三次とりまとめ」の趣旨を十分に理解したうえでの、人権教育のさらなる改善・充実への取組を教育委員会及び学校において進めていただきたい。
5. 学校における「とりまとめ」を踏まえた人権教育推進の取組状況について、学校種による差異が見られる。校内における人権教育に関する計画の策定、校内の推進体制の整備、あるいは、研修への取組等について、小・中学校の取組状況と、高等学校や特別支援学校の取組状況を比較すると、概して後者における実施比率が低いという傾向が認められる。

小・中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの学校における児童生徒の姿は多様であるが、児童生徒の多様性を踏まえた人権教育の充実に向けた取組は、あらゆる校種の学校において共通に求められるものである。

学校の規模をはじめ、各学校の状況等を踏まえながら、全ての学校において、全体計画等の策定、教員研修、指導内容・方法の工夫、地域との連携や校種間の連携等を積極的に進め、学校長ほか管理職のリーダーシップのもと、全教職員が一体となった人権教育の一層の充実を図っていただきたい。さらには、各学校への教育委員会の支援を充実していただきたい。
6. 学校での研修の取組の充実について、各教科等における学習教材の理解や、授業研究、活動プログラムの導入といった指導に関する研修の工夫・改善はきわめて重要であるが、こう

した指導に関する研修に取り組んでいない学校が全体で約36%に上っており、大きな課題であると言える。今後は「第三次とりまとめ」の実践編等を参考にしながら、各学校において積極的な校内研修が進められることと、各学校への教育委員会の支援を充実していただきたい。

7. 家庭や地域との相互理解について、学校における人権教育においては、すべての教育の出発点である家庭や地域社会と連携・協力することが不可欠である。学校からの情報発信等については、学校だよりや保護者との懇談会等を通じた取組が行われているものの、地域の人々の積極的な参加や協力を得た具体的な連携の取組については、必ずしも進んでいない面があると考えられる。今後、学校における家庭・地域との連携に関する年間指導計画等の立案にあたって、人権教育の観点を踏まえた意見聴取・意識調査を反映させることや、保護者参画型の授業づくりや、さらには、地域の資源を活用した授業・教材づくり等の工夫を図り、学校・家庭・地域社会の連携・協力を一層推進していただきたい。

以上、特に留意すべきと思われる課題とその改善に向けた提言を示したが、既に述べたように、各教育委員会及び学校における人権教育は、関係各位の尽力により、着実に定着し、進展してきていると言える。そうした尽力に敬意を表しつつ、引き続き、「第三次とりまとめ」を踏まえた人権教育の推進に邁進されることをお願いしたい。

「第三次とりまとめ」は、国連の総会決議等の内容にも見ることのできる、国際的にも最新の人権教育の理論的・実践的成果も踏まえながら、教育基本法に規定される教育の目的である「人格の完成」をめざす教育の基盤といえる、人権教育の在り方等を明示しているものである。人権教育の充実が、児童生徒の学力の向上、民主的な学校・学級づくり、隠れたカリキュラム（例えば、いじめを許さないといったり、人権を尊重する児童生徒の関係や場の雰囲気等）の再構築等といった、今日的な教育課題の解決にも資するものであることは、内外の人権教育の理論的・実践的研究からも明らかにされているところである。関係各位におかれては、再度、人権教育の意義、それから、「第三次とりまとめ」の趣旨を十分に認識していただきたいと思う。そして、教育委員会及び学校においては、本調査結果を十分に活用し、人権教育の一層の充実に努めていただきたい。また、各学校における人権教育の充実には、教育委員会の役割が重要であり、学校への指導・助言等の支援の充実を期待するものである。さらに、文部科学省においては、人権教育に関する様々な取組に関する情報提供等、教育委員会への情報発信等を図ることを期待するものである。

こうした関係各位の努力により、わが国における人権教育が一層推進され、子どもたちが、人権に関する知識を深めるとともに、自分の大切さと他者の大切さを認めることができる人権感覚をはぐくみ、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を高め、かつこれを実践する者となることを、そして、全ての人々の人権が尊重される社会が国の内外を問わず実現されることを、切に願うものである。